

平成26年6月甲良町議会定例会会議録

平成26年6月5日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成25年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 報告第2号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第5 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町一般会計補正予算（第7号））
- 第8 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））
- 第9 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 第10 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号））
- 第11 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））
- 第12 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 第13 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第3号））
- 第14 議案第29号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第30号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第31号 甲良町福祉医療費助成事業の一部を改正する条例
- 第17 議案第32号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第33号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
 第19 請願第1号 集团的自衛権の行使容認へ憲法解釈を変更しないことを
 求める請願書
 第20 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	11番	西澤伸明
12番	建部孝夫		

◎会議に欠席した議員（1名）

10番 金澤博

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間忍 書記 山崎志保美

(午前8時59分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 西川議員および5番 濱野議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成26年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、5月16日、17日には、平成26年度のまちづくり協議会等の先進地研修として、愛知県の幸田町へ35名が行ってまいりました。本年は、「道の駅を核にしたまちづくり」をテーマとしまして、幸田町の道の駅、「筆柿の里・幸田」は、平成21年4月4日にオープンし、今年5月には200万人を突破したそうであります。この道の駅は、周辺の地元住民が中心となり、幸田町内会員120名、町外会員104名で運営をしており、飲食店の運営は他社と契約し委託しているということであります。また、地域活性化のためのイベント等の開催も積極的に行っており、甲良町としましても大変参考になりました。

次に、道の駅せせらぎの里こうらでは、3月22日と23日の2日間、道の駅オープン1周年記念イベントを開催したところ、2日間で5,800人の方にお越しをいただき、198万円の売り上げでございました。また、ゴ

ールデンウィークには、3日間、道の駅イベントを開催し、各集落や職員総動員でのテント村や業者による即売会などを行い、3日間で8,300人の方にお越しいただき、230万円の売り上げが上がり、目標売り上げの確保をめざして、職員一丸となって頑張っているところであります。

最後に、甲良町では移住・定住対策と地域の活性化をめざし、地域おこし協力隊として4月より宮永さんと中屋さんが活動をしています。宮永さんは道の駅の南側の農地3反を借り入れ、露地野菜の栽培に取り組み、道の駅などに出荷する予定であります。中屋さんは特産品開発や道の駅をはじめ甲良町の情報発信を計画しており、今後の甲良町の人口増に向け期待するところでございます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成25年度一般会計において、翌年度に7,623万5,000円の明許繰越をしました。繰越計算書の報告であります。

報告第2号は、滋賀県市町土地開発公社の平成25年度事業ならびに財務諸表の報告でございます。

承認第1号、承認第2号は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

承認第3号は、平成25年度一般会計補正予算（第7号）で、6,843万1,000円を減額し、総額37億8,927万3,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）で、130万2,000円を追加し、総額6,780万6,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成25年度介護保険特別会計補正予算（第3号）で、406万1,000円を追加し、総額7億5,767万9,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、平成25年度墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）で、30万円を追加し、総額106万7,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、平成25年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）で、3万8,000円を減額し、総額2,782万2,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）で、792万4,000円を減額し、総額4億2,495万8,000円とする

専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第9号は、平成25年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第3号)で、397万6,000円を減額し、総額1億3,419万3,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第29号は、法人税割の税率改正および軽自動車税の税率改正に伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第31号および議案第32号は、4月1日より70歳から74歳の医療費の自己負担が見直されたことに伴い、低所得者の医療費負担を考慮するため、甲良町福祉医療助成条例および甲良町老人福祉医療助成条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、平成26年度一般会計補正予算(第1号)で822万2,000円を追加し、補正後の予算額を34億8,222万2,000円とするものでございます。主な補正項目といたしまして、歳入では繰越金の計上、諸収入におけるコミュニティ事業助成金の増額。歳出では、主に民生費における福祉医療システム変更業務委託料の増額、コミュニティ助成事業補助金の確定による増額でございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認、議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** 日程第3 報告第1号および日程第4 報告第2号を一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次、報告を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 報告第1号 平成25年度甲良町繰越明許費繰越計算書について、一般会計予算、地方自治法第213条第1項の規定により、平成25年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越ししたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。裏面をご覧ください。

2款1項 総務管理費、上水道工事負担金、翌年度繰越額80万円。以下、同様に電気自動車急速充電器設置事業640万8,000円、防犯カメラ購入事業400万円、地域おこし協力隊拠点施設整備事業221万6,000円、3款1項 社会福祉費、知的障害者更正施設かいぜ寮建設事業140万円、自立支援給付システム変更業務委託48万3,000円、2項 児童福

社費、子ども子育て支援制度対応システム構築業務委託1,000万円、8款2項 道路橋梁費、町道北落呉竹線歩道改修工事480万円、町道金屋池寺長寺線道路改良工事2,712万8,000円、道路ストック修繕計画策定業務委託900万円、4項 住宅費、改良住宅屋根修繕工事670万円、10款1項 教育総務費、中学校舎屋根防水改修事業330万円。

したがって、合計金額1億3,215万2,000円のうち、7,623万5,000円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、報告第2号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表を報告するものでございます。

報告書の5ページをご覧ください。

1、土地保有状況、面積、期首残高6,110平米、本年度中、減少6,110平米、期末残高ゼロ。簿価額、期首残高1億3,474万8,535円、本年度中、増加18万4,449円、減少1億3,493万2,984円、期末残高ゼロ円でございます。

3番、(1)取得および造成、利息、前年度、平成16年度から平成24年度までの取得造成事業に係る利息18万4,449円でございます。

2番、処分、番号16の009、団体名、野洲市、事業名、地域交流センター等整備用地取得事業、年月日、平成25年12月27日、面積6,110平米、区分、原価、金額1億2,526万8,940円、利息累計966万4,044円、計1億3,493万2,984円でございます。

9ページをご覧ください。

財務概要、1、事業収支の概要。当期の事業収益としては、用地売却収益、用地原価収益、利息収益1億3,493万2,984円の計上に対し、事業費用は用地費用、支払利息並びに管理費の合計1億3,717万1,204円である。したがって、当期の事業収支は223万8,220円の損失である。なお、当期は公社が保有している申出事業用地のうち、償還の完了した、1申出事業用地を当該申出団体に売却し、本公社の保有地は、全て売却を終えた。2、事業外収支の概要。当期の事業外収支としては、基本財産および財政調整基金の運用による収益、預金利息のみであり、2,604円の利益の計上である。以上の結果、当年度は223万5,616円の純損失の計上である。

以上、報告をさせていただきます。

○建部議長 報告が終わりました。

次に、日程第5 承認第1号を議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 承認第1号 甲良町税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年4月1日から施行されることによりまして、甲良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法179条の1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、付則8条の1でございます。これは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございまして、課税の特例適用期限を3年間延長するものでございます。平成27年度を平成30年度に改めるものでございます。

次に、付則第10条の2でございます。これは、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定に適用を受けるとする者がすべき申告に関するものでございまして、耐震改修の確認計画に対する減額規定の新設による申告についての規定の整備を追加したものでございます。

次に、付則の17条の2でございます。これは、優良住宅の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得等に係る町民税の課税の特例でございまして、優良住宅地の造成のための土地を譲渡した場合の特例期限の3年延長でございまして、26年度を29年度に改めるものでございます。

付則として施行期日が、この条例は平成26年4月1日から施行するということになっております。ご承認の方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第6 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 承認第2号でございます。甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これは、地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年4月1日から施行されたことによりまして、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の179条の1項の規定によりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正でございます。第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

付則。施行期日、1、この条例は平成26年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。西澤議員。

○**西澤議員** 承認第2号について討論いたします。今回の改正の内容は、基礎税額は据え置きされるものの、後期高齢者の支援税額が14万円から16万円、それから、介護保険の給付金の課税額が12万円から14万円です。もともと能力に応じて負担を求めるという原則が貫かれて、今回、上限額がさらに上がるという点では、能力のある方が多く支払っていただくというのは、一般的には受けられる内容です。

しかし、その制度そのもの、つまり介護保険や後期高齢者の制度そのものが、広く低所得者の方にも、そして所得のない方にも同居家族の所得によって課税されるという仕組みそのものは変わっていません。そういう点でも、能力のある方が払っていただくという点では、私は大いに賛成でありますけれども、今回の世帯の対象が、基礎課税の額が9世帯、それから後期のところが35世帯、それから介護のところでは9世帯、少数であります。少数の方に負担を求めて、所得のある方は大いに払ってもらおうということはいいいい、繰り返しますが、そういうようになりませんが、全体のベースが能力に応じて支払う。そして、苦しい人にはうんと課税の範囲を、また税率を縮めるということにはなっていませんので、反対いたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第7 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成25年度甲良町一般会計補正予算(第7号))。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 専第3号 専決処分書。

平成25年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日。

補正予算書の表紙裏面をご覧ください。既定の総額から歳入歳出それぞれ6,843万1,000円を減額し、予算総額を37億8,927万3,000円とするものでございます。それぞれの補正金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正の変更につきましては、第3表、地方債補正によるものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入、2款 地方譲与税、補正額434万1,000円の減、3款 利子割交付金43万6,000円の減、4款 配当割交付金148万9,000円の増、5款 株式等譲渡所得割交付金422万4,000円の増、6款 地方消費税交付金426万1,000円の減、7款 自動車取得税交付金205万5,000円の増、9款 地方交付税1億3,649万2,000円の増、10款 交通安全対策特別交付金7万8,000円の減、13款 国庫支出金75万3,000円の増。

2ページをご覧ください。

14款 県支出金124万2,000円の増、15款 財産収入71万円の増、17款 繰入金1億4,698万3,000円の減、19款 諸収入779万円の減、20款 町債5,150万7,000円の減。歳入合計、補正前の額38億5,770万4,000円。補正額6,843万1,000円の減。合計37億8,927万3,000円でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。3ページをご覧ください。

歳出1款 議会費222万6,000円の減、2款 総務費1,033万7,000円の減、3款 民生費444万2,000円の減、4款 衛生費1,004万7,000円の減、6款 農林水産業費857万3,000円の減、7款 商工費60万円の減、8款 土木費1,274万3,000円の減。

4ページをご覧ください。

9 款 消防費 1 0 9 万 4, 0 0 0 円の減、1 0 款 教育費 1, 7 4 8 万 7, 0 0 0 円の減、1 2 款 公債費ゼロ円、1 3 款 諸支出金 8 8 万 2, 0 0 0 円の減。歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

繰越明許費補正の追加でございます。2 款 1 項 総務管理費、上水道工事負担金 8 0 万円、8 款 2 項 道路橋梁費、町道北落呉竹線歩道改修工事 4 8 0 万円でございます。

続きまして、第 3 表、地方債補正。起債の目的、町公民館駐車場整備事業債 1, 2 4 0 万円の減、変更後額 1, 9 9 0 万円。公共事業等債、町道改良分 3 3 0 万円の減、変更後額 2, 0 8 0 万円。地域活性化事業債 1, 4 2 0 万円の減、変更後額 1 億 8, 6 6 0 万円。臨時財政対策債 2, 1 6 0 万 7, 0 0 0 円の減、変更後額 1 億 5, 1 3 9 万 3, 0 0 0 円となり、計 5, 1 5 0 万 7, 0 0 0 円の減、変更前 4 億 3, 9 7 0 万円、変更後 3 億 8, 8 1 9 万 3, 0 0 0 円でございます。

以上、ご承認の方をよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第 3 号は承認されました。

次に、日程第 8 承認第 4 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第 4 号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成 2 5 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 4 号))。

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 5 日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○川嶋住民課長 専決処分書。

平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

表紙をめくっていただきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加し、総額6,780万6,000円をお願いするものでございます。

1ページ、1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 後期高齢者医療保険料、補正額130万2,000円でございます。歳入合計、補正前の額6,650万4,000円、補正額130万2,000円。計6,780万6,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額130万2,000円でございます。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平

成 2 5 年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））。

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 5 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 専第 5 号 専決処分書。

平成 2 5 年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 6 万 1 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5 , 7 6 7 万 9 , 0 0 0 円とするものでございます。

1 ページ、1 表をお願いいたします。

歳入、6 款補正額 4 0 6 万円の増、9 款 1 , 0 0 0 円の増、補正前の額 7 億 5 , 3 6 1 万 8 , 0 0 0 円、補正額 4 0 6 万 1 , 0 0 0 円。合計 7 億 5 , 7 6 7 万 9 , 0 0 0 円とするものです。

2 ページをご覧ください。

歳出、1 款、補正額ゼロです。5 款 基金積立金、補正額 4 0 6 万 1 , 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額です。ご承認をよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第 5 号は承認されました。

次に、日程第10 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 専決処分書。

平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

補正予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、総額を106万7,000円にお願いするものでございます。

1ページ、第1表でございます。

歳入の部でございます。2款 使用料及び手数料30万円の補正でございます。3款 諸収入8,000円、5款 繰入金11万2,000円、6款 他会計借入金12万円の減額。歳入合計、補正前の額76万7,000円、補正額30万円、計106万7,000円でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 墓地公園管理費、補正額ゼロ、2款 諸支出金30万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第11 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○陌間人権課長 専第7号 専決処分書。

平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,782万2,000円とするものでございます。

歳入、2款 繰入金、補正額106万2,000円、3款 諸収入、補正額110万円の減額でございます。歳入合計額、補正前2,786万円、補正額3万8,000円の減額。合計2,782万2,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出、2款 公債費3万8,000円の減額でございます。歳出合計金額は、歳入合計金額と同額でございます。

以上、よろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第12 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号))。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 専第8号 専決処分書。

平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

補正予算書をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ792万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,495万8,000円をお願いするものでございます。地方債の補正は、第2表で説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いします。

歳入の部。1款 国庫支出金50万円の減額です。2款 繰入金482万4,000円の減額でございます。4款 町債260万円の減額でございます。歳入合計といたしまして、補正前予算額が4億3,288万2,000円、補正額が792万4,000円の減額、補正後の予算額が4億2,495万8,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費262万4,000円の減額です。2款 下水道事業費250万円の減額でございます。3款 公債費ゼロ円でございます。4款 予備費280万円の減額でございます。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。公共下水道事業債が60万円の減額で、補正後の限度額が290万円でございます。流域下水道事業債につきましては、200万円の減額で、変更後の限度額が1,330万円でございます。起債の合計額といたしまして、260万円の減額で、1億4,620万円とお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 承認第8号について、年度末を迎えての補正であること、そして、その補正に問題がないことを認めて判断して、賛成討論といたします。なお、承認第3号、4号、5号、6号、7号とも、同じ理由であることを申し添えておきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第8号は承認されました。

次に、日程第13 承認第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○若林産業課長 専第9号 専決処分書。

平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第3号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分の承認をお願いするものでございます。

平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ397万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,419万3,000円とする専決のご承認をお願いするものでございます。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算補正につきまして、歳入でございます。繰入金、補正額289万円の減額、2款 諸収入108万6,000円の減額。歳入合計、補正前の額1億3,816万9,000円、補正額397万6,000円の減額、計1億3,419万3,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。

1款 事務諸費15万1,000円の減額、2款 直売所運営費263万円の減額、3款 道の駅運営費119万5,000円の減額、4款 予備費、補正額はゼロ円でございます。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 承認第9号について、私たちのこの特別会計についての基本的な考え方は3月議会の折に詳しく表明させていただきました。現在、町長の開会の挨拶にもありましたように、幸田町の視察など道の駅せせらぎの里こうらの発展のために努力の最中であります。そして、今後の発展をぜひともさまざまな困難を越えて、前進されることを望んで賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第9号は承認されました。

次に、日程第14 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第29号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 議案第29号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例でございしますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行により、金融所得課税の一体化および法人税割の税率の引き下げ、そして、軽自動車税の税率の引き上げ並びに特例措置が講じられたことに伴います規定の所要の改正によるものでございます。主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、第34条4でございします。これは、法人税割の税率に関することとございまして、今回、甲良町の税率14%を11.4%に引き下げるものの変更でございします。これは、地域間の税源の偏在性を是正するという事で、その縮小を図るために法人税割を一部国税化すると、それを交付税の原資にして配分するための税率の引き下げということになっております。これは、平成26年10月1日の開始日の事業年度から適用されることになっております。

次に、第82条。これは、軽自動車税税率の規定でございまして、今回、2輪車の税率を約1.5倍、最低2,000円を引き上げると。そして、軽4輪自動車および小型特殊自動車の税率を自家用乗用車につきましては1.5倍、その他の車両につきましては1.25倍引き上げる改定でございします。施行日が平成27年4月1日からということになります。

次に、付則第16条でございします。これは、軽自動車税の税率の特例でございまして、今回は初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車について、標準税率をおおむね20%重課する特例措置を

講ずるものでございます。これが、施行日が平成28年4月1日ということになっております。ご審議の方よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 現在、政府並びに与党の中で法人税率の引き下げが論議をされ検討されています。その報道を見ますと、赤字企業、非課税企業に課税ベースを広げて財源とする。まさに、赤字や非課税となっている法人に課税ベースを広げて、そして体力のある法人の税率を、聞きますと2%程度というように報道されていますが引き下げる、まさに強者の優遇であります。そういう点でも、その流れをくむものであります。

そして、もう一つは一部を国税化し、交付税化するというようにされていますが、財政力の弱い自治体に配分するという明確な条文上、制度上の保障が示されていないことが、きのうの全協での説明、質疑の中で明らかになりました。庶民への消費税の増税と一体としたものであり、地方の体力、つまり、その地域に暮らしている人々の暮らしが成り立たないようなことを強行しておきながら、地方交付税の資源とするというのは、全く矛盾にほかなりません。このような国の方針であることから、反対をするものであります。

もう一つ、その上に軽自動車の税率を引き上げるとされています。これは、TPP交渉の中でも言われています。アメリカが日本の軽自動車の税率が低いために、アメリカでつくった乗用車が売れない、つまり軽自動車を生産する力は日本と比べますとうんと少ない状況のアメリカが圧力をかけてきた経過があります。これは、スズキ自動車やその他の軽自動車のメーカーの経営クラスの方が記者会見などで、この不当な圧力を批判されたコメントを幾つも出されてきました。そういう中でも、今回の軽自動車の税率が引き上がるということが国の方針で決まりました。その方針を受けての議案第20号であることから反対をするものであります。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第15 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第30号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 議案第30号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、金融所得課税の一体化の見直し等によりまして、本条例の規定を改正するものでございます。主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

付則第3項でございます。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する中で、今回、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されることに伴う所要の規定の整備になるものでございます。

次に、付則第6項、これは株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、今回、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正したことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、付則第7項でございますが、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、今回、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設されたことに伴う規定の新設でございます。

そして、付則第14項でございますが、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、今回、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の金利等が対象に追加されたことに伴います所要の規定の整備ということになっております。

付則といたしまして、施行日は平成29年1月1日からということでございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第16 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第31号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 議案第31号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

本案は、ひとり暮らし、高齢寡婦に係る滋賀県福祉医療費助成制度が改正されること等に伴い、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものでございます。これまで、70歳から74歳までの現役並み所得者を除く方の医療費の自己負担割合については、法により2割負担と定められていたものの、特例措置により1割に凍結されてきました。しかし、今年度4月から新たに70歳になる方、具体的には昭和19年4月2日以降に生まれた方については、特例措置が廃止されたことにより、誕生日の翌月から2割負担になりました。

このことについて、県と市町が自治創造会議等において協議を重ねました結果、現在の福祉医療費助成制度を堅持しつつ、世代間の公平性等を考慮し、制度の改正を行うことになりました。今回の改正につきましては、ひとり暮らし高齢寡婦の65歳から69歳までの方の福祉医療費助成を2割から1割に改め、自己負担割合について1割から2割負担に段階的に引き上げるとともに、滋賀県独自の制度として70歳から74歳までの方について、新たに1割の福祉医療助成を行い、自己負担割合を1割とするための改正を図るものでございます。実施時期につきましては、平成26年8月1日からとなります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 きんのうの議案説明の折に、対象となる方、65歳から69歳の方が115人、それから、70歳から74歳の方が170人で、その後、誕生日を迎えるというので4人プラスという説明がございました。

そこで、質問は今回の低所得老人、ひとり暮らし高齢寡婦の医療費の負担が変わっていく。つまり、県と町が持ち出しをして、変わらないようにということを手当てをすることではありますが、その対象以外の方は原則2割負担になるという理解でいいのでしょうか。その対象となる人数も併せてご説明をよろしくお願いいたします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 失礼します。きのう説明させていただきましたので、一部、誤解がございましたので、訂正させていただきます。

既に平成26年5月から7月分の診療分、この制度ができるまでに既に65歳に到達されている方につきましては、現在の制度のままで受けられますので、医療費を負担されても、そういう方につきましては、4名の方が対象者でいらっしゃいますので、その方が4名ということでございます。

平成26年8月時点で65歳から69歳の対象者の方は115名でございます。それと、平成26年8月時点の70歳から74歳の対象の方は170名ということでございます。

それと、対象外の方につきましては、2割負担ということでございます。以上でございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 それで、対象外の方は何人になるかの説明をお願いします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 今ちょっと、その資料を持ち合わせておりませんので、また調べて回答させていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ざっとの数字でも、何百人台、何百人じゃ済まんと思いますが、わかりませんか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 申しわけございません。手持ちを持っておりませんので、申しわけございません。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては、13日に行います。

次に、日程第17 議案第32号を議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第32号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○川嶋住民課長 議案第32号でございます。甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

本案は、低所得者老人に係る滋賀県福祉医療費助成制度が改正されることに伴い、甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、同時に提案いたしました甲良町福祉医療費条例の一部を改正する条例と同様の内容となっており、低所得者老人の65歳から69歳の方および70歳から74歳までの方の福祉医療助成について改正を行うものでございます。実施時期につきましても、平成26年8月1日から実施するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては、13日に行います。

次に、日程第18 議案第33号を議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第33号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** それでは、予算書の裏面をご覧ください。

歳入歳出予算総額それぞれ822万2,000円を追加し、総額を34億8,222万2,000円とするものでございます。

補正の金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算で説明させていただきます。1ページをご覧ください。

歳入、13款 国庫支出金、補正額132万6,000円の増、18款 繰越金474万6,000円の増、19款 諸収入215万円の増。したがって、歳入合計が補正前の額、34億7,400万円、補正額822万2,000円。合計34億8,222万2,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款 総務費、補正額268万2,000円の増、3款 民生費554万円の増、6款 農林水産業費ゼロ円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番、西澤です。民生費のところですか。ここで、福祉医療のシステムの変更業務委託が537万円で計上されています。先ほどありました31、32号のところとも、福祉医療の関連でプログラムシステムを変更しなければならないということも入っているのかどうか。どういう内容でのシステムの変更をされる計画かという点で説明をお願いいたします。

○**建部議長** 住民課長。

○**川嶋住民課長** 福祉医療のシステム改修変更業務委託でございます。537万円の内訳でございますけれども、先ほど申しました老人医療費の制度改正

に伴うものが243万円でございます。それと、今度10月に予定しております福祉医療費の拡大部分というか、中学生卒業までの医療費の無料化につきましてのシステム改修費を一応ここで予算計上させていただいています。264万6,000円でございます。それと、あと残りが国保連合会への、それに伴うシステム改修費を見込んでおります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は、13日に行います。

次に、日程第19 請願第1号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員と丸山光雄議員が紹介議員となっておりますので、西澤議員の方から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 請願の提案説明をさせていただきます。まず、請願書を読み上げさせていただきます。

集団的自衛権の行使容認へ憲法解釈を変更しないことを求める請願書。

これは、上に記載されていますとおり、犬上郡甲良町下之郷1461、甲良町9条を守る会、代表、藤谷悟氏から提出されているものでございます。

本文は、安倍首相は5月15日、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を認める憲法解釈の変更を検討する考えを発表しました。集団的自衛権とは、自分の国が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃されたときに武力で反撃するものとされています。歴代政府は、武力行使を行う事が許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られる。他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は許されない。これは、1972年参議院決算委員会での表明でありますと明示してきました。

安倍首相などは限定的容認などと説明していますが、これは国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄する(憲法第9条)と明確に定めた条文、精神を否定し、海外での武力行使を想定したものとは見られません。しかも、限定は政府の政策判断で無制限に広がります。今、安倍首相には自民党内でもそのときどきの政権が解釈を変更できるようになるのは問題だと、解釈を自由にやれるなら憲法改正は必要ないと言われてしまうなどと批判が続出しています。

そもそも憲法は、国のあり方の基本を定め、首相をはじめ国会議員、裁判官などが尊重し、擁護する義務を負う(憲法第99条)ものであると厳しく定めています。政権が変わるたびに多数派が憲法の解釈を勝手に変えてはな

らないのです。立憲主義といわれるゆえんがここにあります。かつて、祖国防衛の名の下に、多くの国民とともに甲良町の先達の方々が戦死なされたことを思い返すと、なおさら容易な解釈、改憲に同意するわけにはいきません。

以上のことから、下記の事項をお願いいたします。

記。

政府が立憲主義に立ち返り、集団的自衛権の行使を容認する解釈、改憲は行わないことを求める意見書を関係機関に提出されること。

加えまして、皆さんに資料を事前にお渡しをさせていただきました。これは、中日新聞が連載で出されているものの一部であります。これについては、解釈を変更することによって、憲法の条文の意味するところ、これを変えてしまうとしていることでもあります。今回、問題となっている解釈変更は、国のあり方、国際社会における日本外交の基本そのものを根底から覆すものとなります。憲法を忠実に守るべき内閣が、自らの任務を無視して、勝手に変更するものとなります。立憲主義、つまり憲法の理念によって国家の政治を進めるといふ根本を否定する暴挙と言わねばなりません。

そして、2つ目に私として説明をさせていただきたいのは、集団的自衛権そのものについてであります。この請願文の中にもありますように、括弧に書いていますのは、政府の今までの答弁を引用してのものであります。自衛とついているために、わが国の領土、国民の生命、財産を守る権利のように思いがちですが、既に議員の皆さんもご存じだと思いますが、全くそうじゃありません。お渡ししました⑦と書いている資料に、国連に報告をした集団的自衛権、これは国連の規定に集団的自衛権を行使した場合には、国連に報告する義務が課せられています。それをまとめたものであります。

最後にあります2001年、これがアフガニスタンへの米軍の侵攻、そして、NATO諸国の参戦したことであります。これが最近の事例であります。この中にありますほとんどが、自国が侵害されたこととは関係がなく、同盟国の要請によるものでありますし、要請といっても、解説者が書かれていますように、かいらいの政権をつくって要請の形をとる、こういうものであります。まさに軍事力で物事を進めようとする考え方にほかならないのであります。

現に安倍首相は、アフガニスタン戦争の最中、2005年に海外での紛争に米国と肩を並べて武力行使をすることができないか、憲法解釈に関する障害を取り除いていくと、このように述べていました。当時のアーミテージ副大統領が「Show the flag」、つまり、日本の旗を見せろ、それから、「On the ground」、つまり、敵地に攻め込んで、乗り込んでみると、こういうように要請をしました。日本の自衛隊が米軍と一緒にあって、戦闘行為ができ

るように強く要請していたことを思い出します。安倍首相は、この米国の要請どおり、自衛隊を派兵できなかつた肩身の狭い思いをしていたことが、この言葉から見えてまいります。

最後に、憲法改編論そのものが今されていますが、さまざまな立場を越えて、9条をはじめ、他の条文をめぐって異論があることを私は認める立場にあります。また、それぞれの立場は違っても、今回のような解釈の変更によって、国際紛争を解決する手段として軍事力を行使しない、非常に明確に定めたものを、行使は認めるのだとしていくことは、例え限定、一部であっても、戦闘行為、戦争行為であります。この点では、エスカレートすることには歴史が証明を既にしています。一番被害を受けるであろう地方の私たちが黙って見過ごすことは許されないと私は考えるものであります。

ですから、4月18日時点でありませけれども、滋賀県内では、守山市議会、そして、湖南市の市議会がこの集団的自衛権を解釈の変更によって認める、こういうことにならないようにという意見書を採択しています。長野県は17市町村がありますが、そこでもこの議会の意見書、あるいは慎重にという意見書が提出をされています。どうか甲良町でも、この声に合わせて、また甲良町の良識を示す、戦争に進んでいく、そして、解釈によって憲法の中身を変えろということには反対をする、やめるべきだという声を上げていただきますよう、重ねて私の方からお願いしまして、賛意をいただきますように、ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○**建部議長**　ここでお諮りいたします。

これより審査願います請願第1号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**建部議長**　異議がございませぬので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま説明が終わりましたことにつきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長**　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

阪東議員。

○**阪東議員**　2番、阪東です。反対討論というものを一部させていただきたいと思ひます。

紛争のない国際情勢は、これはもうみんなの願ひです。また、集団的自衛

権を一度容認してしまうと、歯どめがきかないという見解があるのも事実です。しかしながら、現在の北朝鮮による核の開発やら中国の軍備増強、また東シナ海、南シナ海の領有権問題をめぐって、アジアの安全保障というものについては、環境は年々悪化している状況です。その他、テロやらサイバー攻撃、国境を越えて脅威も広がっているのも事実でございます。

自分の国さえ攻撃がされなければ安全という一国平和主義では、その発想では今後は日本は守りきれないと思っております。こうした現実をふまえて、日本が集団的自衛権の憲法解釈を見直すためにも、行使の道を閉ざしてしまうのは、理にかなっていないかと思えます。憲法の制約を理由に米軍への攻撃を傍観しているだけでは、日米同盟が破綻し、人道的、国際的にも逆に非難される可能性があるとは思いませんか。集団的自衛権の適用範囲の行使に際して、やはり今後、国会で論議していただきまして、十分に各党であらゆる角度から想定していただき、検討していただき、法律を明確に定めていただきまして、歯どめのかかる論争をしていただくためにも、この請願の内容について、私は限定的にやるという形については賛成ですけれども、この文面からすると、請願書提出には反対したいと思っております。

もう一つ、憲法9条の中の条文に対しては、永久的に戦争にかかわる戦力あるいは武器を放棄する、持たないという記述がされているわけなんですけれども、それに対して現在、自衛隊については既に現在持っている。そういうことについては、普通は持つてはいけないという憲法解釈がだんだん時代とともに緩やかになっているか、時代とともに合うようにしているかということになってくると、今後、憲法論議についても変更の可能性が必要ということについて、添えて内容として報告していきたいと思っております。終わります。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 私は推薦者として当然、賛成の討論ですけど、まず、戦争における悲しみは、なかなか体験した人でないとわからないと思うんです。私のお父さんが戦死しました。戦死したのも、私は実はお父さんの顔も知らないところです。こういった年代の人たちは、やはり戦争の厳しさ、そういったものをよく知っているの、絶対にあってはならないことです。今現在、アフガンではテレビでよく放送しているのを見ていると、ほんとうにひどい状態が幾つも映っています。こういう状態を私たちの孫たちに、やってはいけない、戦争は悲しいことばかりです。なぐつたらなぐられる、これでは解決にならないです。やはり、どこの国に対しても対話で解決していく、これがほんとうの世界平和であり、9条を大切に意味でもあると思えます。

そういう意味で賛成といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

これで、しばらく休憩をいたします。10時45分まで。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○建部議長 それでは、ただいまから再開いたしますが、今までの審議の中で質疑がございました、その答弁に若干の訂正がございますので、住民課長の方からその申し入れがございました。

○川嶋住民課長 済みません。西澤議員の質問にお答えしています、対象外の方の人数はということの質問でございましたので、今ちょっと人口から差し引いた数を調べてきましたので、もっと精査しなければならないと思いますけれども、大体65歳から69歳の対象者の方で、対象外になる方につきましては430名程度だと思います。それと、70歳から74歳の方でこれに当てはまらない方については、約300人ほどいらっしゃるということで報告させていただきます。

○建部議長 次に、日程第20 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますが、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔、明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 2番、阪東です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問の方をさせていただきます。

まずは、昨年より計画されています防災センターの建設について伺います。

今年3月初旬に、新聞で豊郷、多賀、甲良、愛荘の4町の新年度事業というもので説明の記事が掲載されておりました。私たちの甲良町では、安心、安全のまちづくりを重点に置くことの内容は記載されておりました。平成23年3月11日に発生しました東日本大震災をきっかけに、今まで想定されていた地震の規模、また津波の規模に対しまして、被害予想も大きく変更されてきたわけでございます。また近年、異常気象ということで、暴風、洪水等の人類が経験したことのない災害が全世界で発生しております。防災に対しての政策につきましては、住民にとって最も重要な、また関心もあり、特に老人世帯などについては、この防災の施策については、弱者にとってはほんとうにその対策が心強いと思っております。

今回、安全、安心のまちづくりの拠点づくりとして、防災センターという計画が始まりました。町としての建設に対しての企画というか、コンセプトについてお聞かせ願いたく思います。新聞記事では、北川町政の肝いりの施設ということも記載、また報道もされていたわけです。既に、設計金額を3月議会に、2,600万円予算化をされております。今後、実現に対しまして、町の思いをどのようにして設計に反映されるのか、どのように発注されるというか、コンペ入札とかいろいろあると思うんですけども、どのように発注を考えておられるのか、その2点をお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 計画としましては、26年度、本年度の予算で実施設計までの予算ということで、約2,600万円予算計上させていただいていると思います。入札の方法につきましては、指名競争入札という方法でやらせていただきたいと思っております。今のところ、コンペということは考えておりませんので、一般的な指名競争入札ということでやらせていただきたいなど。

まだ、今のところこういった機能を具体的に持たせていくかということまでは詰められていませんので、基本設計を急いでいかなければならないんですけども、また、議員さんの意見、また住民さんの意見とかも聞きながらということもふまえて、もちろん町の方での必要な部署での検討も加えるということで総合的に考えていきたいと思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほどの回答からしますと、基本的にはまだそのようなコンセプトが煮詰まっていないということになってくるんですけども、本来、要は我々のところについては、津波とかそういう想定はないので、やはり内陸地震を中心にした防災といいますか、火災を想定してとかいろいろな考え方を町自身がもう既に持っていないと僕はおかしいと思うんです。ただ、コンペ入

札ということで、こういうものを企画しているんだけども、どういう提案がくれるか、これだけ金を払うので、どんな提案が来るのかなというものが、僕はそういう形がいいかなとひとつは思うんですけども、そういうような点について、まだ全く決まっていないというのは、ちょっと新聞からして、肝いりというのは、これはちょっとうそだったのかなと思うんですけど、その点。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** すみません。ちょっと質問の趣旨を履き違えていたと思うんですけど。この計画につきまして、平成24年12月ぐらいに一応こういうことを考えていますよということは、議会でも若干、防災センターをつくっていかなあかんねんという話はさせていただいていたと思います。その後、役場の中では視察も行かせていただいて、先進地といいますか、竜王町を含めて行かせていただいて、防災センターとはこういうもんやというものは、ある程度、理解はさせていただいてまして、その段階で役場内部ではこういうものをつくっていかうということは、ある程度はあります。それはまだ、外に出してこうやぞというものではございません。

それをベースにということを考えておりまして、例えば、役場の庁舎が今は防災拠点になっているんですけど、ご覧のとおり築後45年たっておりまして、実際には災害が起きたときの防災機能を果たしていくには不十分であると、使いにくいということをおぼえて、防災にかかわる部分のこと、あるいは今、建設水道課が入っておりますブロックづくりの建物の耐震の関係とかおぼえて、防災にかかわる部署をそこに配置させていただいて、あと避難所でありますとか、あるいは備蓄についても今、保健福祉センターの倉庫で、いわゆる間借りをして備蓄させていただいているということもございまして。その辺のこともおぼえて、まだまだ甲良町では防災拠点が十分なところがないという認識をしております、そこら辺についての整備は最低限必要やという認識はしております。

今、議員がおっしゃられましたように、甲良町においては津波の心配はまずないだろうということになりますと、台風被害であるとか、風水害被害あるいは地震、地震もある程度は甲良町の場合はまだ安心していられる部分もあるかと思っておりますけれども、それはいつどう起こるかわからない。それと、原発の関係、福井県の原発の関係での避難あるいは災害があった場合の対応ということをおぼえての施設ということにはしていかなければいけないということでの認識は持っております。その辺をおぼえて基本計画をつくっていきたくて。その規模につきましては、まだそこら辺までの具体的にはいっておりません。ただ、前段で言いましたところに、話をしていたところでは、

少なくとも総面積的には、2,000平米以上は要るんじゃないかと。建物が2階になるのか3階になるのか、その辺まではまだ詰まっていらないんですけど、そういったところまでの内部での議論はさせていただいております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 せっかく新しい土地を造成されてつくるんですから、いろんなところ、間借りしている部分をまた入れていくんやという発想じゃなくて、水道課が地震の耐震の建家で、もう壊さんとあかんのやと。それで、そこをついでにとにかく、ついでが本来の姿にならないように、是が非でもやっぱり住民主体で考えていただくようお願いしたいなと思います。

次に、2番の方は今ほど指名競争ということを言われましたので、あまり総額費用というのは言えないのかもわからないんですけども、率的でも構いませんので、補助金が大体何%、そして、町の持ち出し、負担が何%というものでお答え願えればと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今、言いましたように、総額、費用的なものはまだこれからとなりますが、おおむねですけど、ちょっと幅が広くていいかげんやと取られるかもしれませんが、少なくとも6億から9億ぐらいはかかってくるんじゃないかという感じは思っております。

防災センターの部分につきましては、防災の起債、借金になるんですけど、それを中心に活用しようかなと。その起債につきましては、約70%が交付税で措置されると。これは、一般の普通交付税ということになりますので、それに係る交付金が幾らやという算定はできるということになります。ただし、そこに付随してある程度、事務的な部分をそこに持っていくとかいう、防災とは全く無関係ではないんですけど、起債の対象からはちょっとという部分が出てきますと、その分は丸々、一般財源ということになります。例えば、建設水道課がありますブロックづくりの建物については、耐震補強が満たされていないということになりますと、そういう建物の公共施設の建てかえ等については、先ほど言いました、同じように起債をはって、70%交付税算入という制度がありますので、その辺も活用しながらできるだけ町の負担にならないようなことは考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そしたら、次の質問に行かせていただきたいと思います。

続きましては、地籍調査の内容について質問をさせていただきたいと思っております。

地籍というのは、人でいう戸籍に当たるということをよく耳にしますけれども、ちょっと前でしたか、大分前かもわかりませんが、NHKの東日本復

興のドキュメント番組で、地籍調査のできている自治体とできていない自治体での復興のスピードが非常に違っていると。当然、ちゃんと区割りができているところについては、当然わかっているの、すぐに開発ができるということだったんですけれども、なかなか現実的には全国的にも地籍調査が進んでいないというのが実情だったと記憶をしているわけなんです。

そういった中で、先月でしたか、滋賀県の地籍調査の進捗率が13%ということで報道がされていて、全国的にも非常に低いという指摘が公表されていました。そういった中、甲良は平地が非常に多くて、比較的この調査というのは容易だと思いますが、現在どの程度の調査が完了されているのかお答え願えればありがたいなと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 地籍調査の進捗具合でございますが、平成24年度末現在になりますけれども、甲良町といたしましては、調査の対象面積といたしまして、13.44平方キロメートルあります。そのうち、地籍調査にかかっております面積が0.53平方キロメートル。まだ、国土調査法第9条第5項の指定面積、これは土地改良に伴います、決定された面積でございます。それも含むということになっておりますので、それが7.17平方キロメートル、合計で7.7平方キロメートルということで、進捗率といたしましては57.3%ということになっております。この数字は、滋賀県では一番の数字ということでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 国土調査法第9条ということ、圃場整備事業の関係ではっきり区分けがわかっているというところやと思うんですけども、集落が大体わからないとだめなので、逆に完了している集落というのはどこなのか、それをお答え願えますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** ただいまの地籍調査を実施していますのは、呉竹と長寺西の工区です。呉竹が3工区完了いたしました。あと、長寺西が6工区中の、今現在3工区に入っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** もっと集落では進んでいるかなと思いましたが。呉竹とか長寺西というところについては、住環境整備同和対策ということでもっとできているのかなと僕は認識したんですけど、そこを今まだやっているというのは、ちょっと不思議でかなわんです。若干、残っている部分があるかもわかりません。

そういった意味で、やっぱり地籍調査というのは当然、お金がかかりますし、

いろいろなお金がかかるんですけれども、何か記録で見たら、そないに国とか県がかなり出して、町は5%ぐらいしか出さへんと違うかなと思うんですけど、その点はどうですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町としましては、約4分の1ぐらいの支出になります。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ということで、やはりできるだけ早くほかの地域に対してもやっぱり地籍調査をしっかりと、何か問題が起こったときにすぐに行動がとれるようにしていただきたいなと思います。

そういった中で、目標年度という計画はあるんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在、長寺西にかかっておりますが、目標という形の全部の集落が完了する年度ということは現在、考えておりません。順次進めていくと思っておりますので、これは住民さんの協力なしにはとても進まないような事業でございます。また、一つ一つ、1筆1筆を確認しながらで、人の手間がいろいろとかかかってきますので、また皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも計画を立てていただきまして、やはり人の手も要ります、やっぱり住民にも参画もしてもらわんとあかんのですけれども、できるだけ早くやっていただきたいなと思います。

続きまして、3番目の情報管理についてご質問をさせていただきます。

情報管理については、以前にも質問をさせていただきましたけれども、今年の4月19日、ウィンドウズXPという一般に企業、また官庁とかで使われているウィンドウズのOSなんですけれども、これがサポートが終了されましたということで、新聞とかテレビではサポート終了につきましては、当然というか、ウィンドウズXPを搭載したパソコンはウイルス感染、マルウェアということで、悪質なウイルスに対して無防備な状態になるということで言われていまして、個人のデータを安全に扱うためにやっぱりパソコンのアップグレードが必要になってきますよということで、バージョンの高いやつに買いかえてくださいということを言われています。中小企業あたりではなかなかやっぱり資金の面でかえられないというのが現実だろうと思いますけれども、現在、町のOSの使用状態というのはどのようなものかについてお尋ねしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 失礼します。役場のOSの使用状況であります、まず

確定申告の支援システム、土木積算システム、農道台帳システムなど20台を単体として使用しております。うち19台についてはインターネットには接続をしておりません。インターネットに接続している1台につきましては、図書館でお客さんが本の状況を探すのにインターネットには接続していますが、これについても単体で使用しています。この1台につきましては、秋ぐらいに更新を予定しております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど説明がありましたOSの20台ということで、それはXPになるんですか。今、僕が質問したのは、甲良町は何のOSを使っているのかということ。例えば、ウィンドウズ7、ウィンドウズ8、ウィンドウズXP、大体どれぐらいの頻度使ってるのか。更新がかなりパソコンに金をかけておられる割には、どこら辺が変わっているんですかということもお聞きしたいんです。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 済みません。庁舎内のLANなりは、ウィンドウズ7を使用しています。先ほど言わせてもらったOSについては、単体で使っているということです。

○阪東議員 一応、ウィンドウズ7ということで、ほとんど安心ができる、サポートができるということですよ。OSはわかりました。

先月、マイクロソフトエクスプローラーのセキュリティに盲点があつて、緊急的にもう使ってもらったら困りますよ、一時的にはグーグルとかそういうものに閲覧ソフトを変えてくださいねと言われて、その後、セキュリティがちゃんとできたプログラムが配信をされていますよね。配信されていたら、それをインストールせんことには、無防備のままになっているので、その辺はどうですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 はい、しております。

○阪東議員 是か非でも、一応、簡単に見られますので、よく知っている方があればすぐにわかりますので、一応見てもらって、ほんとうにちゃんとバージョンアップされているかということについて見といていただきたいなと思います。

次、2番目に、大量記憶媒体ということで、USB、CD、SDというものがありますけれども、5月15日の、これは中日新聞ですけれども、県立学校の教員を対象に調査され、2割近くの教員が自分のUSBに生徒の個人情報が入ったものを記録媒体として保管していたということで、結局、そう

いうところが調査でわかったということなんですけども、このようなものはやっぱり家でちょっとしようかなと思いますよね。当然、USBを入れて、ちょっと家で仕事をしようと思うのは当然、僕らでも思います。会社でやって、持って帰りますね。そういうところについて、甲良町ではその扱い、また学校ではどのような扱いをしているのかということ。当然、USBを落としたりして、わかりますよね。そういうところについて、どうされているのかちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 町内の各学校、保育センターにつきましては、個人にかかわる情報は教員の私的USBには一切入れないと決まっております、各学校、それに園用のUSBで保管されているという状態です。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ということは、家に全然持って帰らないんですかね。僕は、ある程度、やっぱり年度末になって、成績もつけんとあかんしということで、やっぱり持って帰る可能性は、甲良町は全くないんですか。

○建部議長 学校教育課長。

○大橋学校教育課長 まず、私的USBには一切入れないということは徹底しております。ただ、学校にありますUSBには、個人の名簿、それに成績、記録などがありまして、可能な限り家には持って帰らないということになっていますけれども、学期末、成績前など、どうしても持って帰る必要がある場合は、持ち出し簿に記入をしまして、まず管理職の承認を受けると。それと、寄り道をせず真っすぐに帰るということを徹底しております。そして、お家の方でも絶対安全なところで保管し、仕事をし、使った場合、速やかに持って来て、持ち出し簿の方に記述をし、管理職に承認を再度受けるということになっています。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 可能な限り持って帰らんのが一番いいんですけど、やはり持って帰るときについては、やっぱりそのデータを見られてもいいように、やっぱり暗号化するとか、拾われても暗号化するとかいう手段も必要やと思うので、先生方、持って帰られる人についてはやっぱりそういう形で保護していかないと、簡単に漏洩することになりますので、よろしくお願いします。

前回、職員に対しての漏洩の罰則という説明をしていただきました。そういったところに対して、職員は電子計算組織の管理運営規則というものがあって、僕は見ていないのでわからんですけども、そういうものでちゃんと

縛っているということが、企画監理課長から説明を受けたわけなんですけども、やはり今のようなものを実態に背いて持って帰るときについては、暗号化して、当然、偉いさんの承認を得て、このデータを持って帰りますよと、暗号化して、もしくは落としても、もしか車の中に置き忘れても、破られても、取られても大丈夫という決まりの規則みたいなのが。この管理運営体制については、多分、電算機とかこんなところは書かれていないと思うんですね。みんな持って帰るんやから、持って帰るときにこうやでという規則をやっぱり正しく書いて、これを違反したときについては、職務規則に罰則になりますよということで、僕はええと思うんやけれども。そしたら、その落とした人はそなん書いてなかったら、知りませんでしたと言われたら、それはもう論争になるのでね。裁判でも負けますわな、そういうことを書いていなかったら。そういうことについてしっかりしてほしいと思いますので、管理の状況というものをふまえて、答えを言うてしもうたんかもわからんけれども、ちょっと質問したいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 今ほど議員が言われたとおり、甲良町電子計算組織管理運営規則と同じような感じの規定があります。罰則もありませんし、当然、USBの取り扱いについても、特には、この規則では定めておりません。現在、個人情報保護の規定で、現在は対応していますが、今、議員がおっしゃられたとおり、やっぱり現状に合うように規則の改正をしていこうかなと担当課としては考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** あともう一つ、申し添えておきます。我々、企業というのは機密文書やと分けているんですよ。漏れてもええやつと、漏れたらあかんやつと絶対に分けてある。それだけを管理しているというのが規則で、全部というのは不可能に近いので。それは、ひとつやっぱり各部門というか部署で決められて、これだけは管理するんやとするとそないに負担にもならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、進みます。4番目の定住人口の件について伺います。

これは、ちょっともう前置きをしまして、この問題については、質問している私自身が、この町をどのように解決していったらいいのか、全然全くわからない不透明なところもありますが、現在、町の思っておられるところで結構なので、今の思いとしてどうしていくんかということをお答え願えればいいと思います。甲良町につきましても、せせらぎの里道の駅オープンをきっかけに、昼間の交流人口というのは大きく上昇していることも新聞の記事で見ましたし、そういうことで1つはそういう手を打ってもらっていると思

います。

そういった意味で、先日ここに書いていますように、日本創成会議の記事によると、滋賀県内19市町村のうちに甲良、多賀、竜王の3町が2040年に子どもを産む20歳から35歳の女性が現状の半減となり、将来、消滅する可能性を指摘されたということです。各町では、定住に向けてあらゆる取り組みをされておりますが、甲良についても今後、考えていってもらわんとあかんということになるかと思いますが、甲良としても今後どのような打開策があるのかなということについても、これは思いになってくるかわかりませんが、お答え願えればありがたいなと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 失礼します。まず、日本の総人口も2008年をピークに減少しておりますし、また、滋賀県においても直近1年間の人口の増加率が0.03%と、平成になってから最低な状況であるし、今年1月から県も減少に転じています。また、甲良町においても、平成22年度に策定した総合計画においても、人口減は加速度的に進むという予測もされています。実態として、22年度の国勢調査で県内で一番少ない町にもなりました。

こういう現象をふまえて、まず平成22年度から彦根市、愛荘町、豊郷町、また新聞報道された甲良町、多賀町が構成メンバーである湖東定住自立圏形成協定によって、定住人口の確保と交流人口の増加を達成できるように圏域で取り組みは始まっております。このまま少子・高齢化、若者世帯の人口流出が続きますと、社会保障における住民負担の増大、税収の減少による町財政の悪化、公共サービスの質の低下、さらに、少子・高齢化が進むと、子どもが同世代の仲間と切磋琢磨して、穏やかに育つ環境までも失われることは予想されています。

ということで、人口減が及ぼす影響が非常に大きいということで、甲良町におきましても、まず6月2日の定例課長会議におきまして、甲良町の若者定住移住支援プロジェクトチームをとりあえず立ち上げようということで立ち上げました。今までは諸施策で個々の担当部署で検討をしておりましたが、今後は全庁あげて、総合的かつ複合的に定住、移住のための支援策を提案して、予算に反映していきたいなという思いはしております。

具体的なメンバーといたしましては、各課1名ずつ代表者を決めて、子育て支援、住宅支援、企業誘致、教育、安心、安全などあらゆる分野から支援策を提案していきたいなというような思いもしております。また現在、対応中のものでありますが、10月実施予定の中学卒業までの医療費無料化のシステム改修や地域おこし協力隊による空き家状況の調査のための下準備をしております。甲良町の財政状況は非常に厳しいですが、限られた予算の中で

また新たな財源の捻出も含めて、このチームで検討していきたいと考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続いて、5番目になります。農業の基幹水路の整備について伺います。

各集落では、毎年、田んぼが始まる前に、3月、農業排水路の清掃活動をしています。僕は尼子で、尼子はやってはると思うんですけど、全体にはしてはると思うんですけども、私たちの集落は春と秋と2回やっているんですけども、そういった中で、農業離れが加速する中で、この農業排水路も十分に清掃できないというのが現実です。近年は、国の施策で農地水環境保全対策事業ということで、集落全世帯を巻き込んで、今のところでは住民の理解もあって、協力もしていただいております。しかしながら、下流になりますと、人の身の丈以上に大きな基幹の排水路がありまして、集落だけではできないし、1回やっぱりユンボで、過去に1回ユンボで補助金をもらいながらしたことがあるんですけども、なかなかやっぱりそれも事故が発生すると、やっぱり集落のボランティアというだけではなかなかできないと思っております。

そういった中で圃場整備が始まって1回しかやれていないというところも我々の集落にもあります。ほかの細かいものについては、人力でやっているんですけども、当然、土が自分の頭以上に上げんとあかんということは、当然そんなんでできるわけないんですね。そういう大型排水路については、町も1回やっぱり集落とそういう路線を実態把握、どこからどこまでできる範疇もあると思うので、やっぱりできるだけ主体は集落でやってもらうということがあるんですけど、できない部分があると思うので、一遍、集落と協議していただきながら、町とか土地改良、その他の関係団体との資金連携によりまして、5年か10年に1度でもええと思うんですけども、業者に頼んでやっぱり掃除を定期的にやる必要があるだろうと思います。

また、基本的には集落の末端のそういう排水路が埋まっていけば、先ほど防災で触れましたとおり、近年の猛烈な雨に耐えることができんと思いますので、また2次災害の懸念も起こるということで、やはりそういった中で、早急に実態把握をしていただけないかなと、これは各集落を見てもらって、できる部分もあるし、これは無理やなところもあると思いますので、そこについてお答え願えればありがたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 ただいま申されました基幹排水路等の排水路につきましては、

当時は甲良町そして甲良南部土地改良区の管轄の中の管理でございました。それで、犬上川沿岸土地改良区、ダム事務所ですね。ここと合併をいたしまして、今は一応、犬上川沿岸土地改良区の管理になっております。それで、犬上川沿岸土地改良区に管理の実態を尋ねましたところ、排水路の管理は受益者で管理をお願いしているところであるということでもございました。そして、議員が申されますように、大きな排水路、基幹排水路でございます。アームの幅が3メートル高さが90センチというような、今言われましたように高いものについては、そして、土地改良区が指定している排水路があるんですけども、それについては土地改良区も応分の負担をするということでもございました。

また、排水路の実態把握につきましては、管理者の犬上川沿岸土地改良区と同時に実態調査に努めたいと考えているところでもございますが、現在、農村丸ごとでいろんな調査をやって、あと仕事をしていただくというようになっておりますので、そういうような資料も参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 住民でできるところとできないところをちょっとすみ分けしてもらって、主導権はやっぱり町が握るか、その土地改良が握るかということになってこようかと思うんですけども、やっぱり縦割り行政みたいにならないように、やっぱり住民の理にかなうように考えていただきたいなと思います。

それでは、6番目の通学路のグリーンゾーンの表示について伺いたいと思います。

平成24年4月23日に、亀岡市で通学途中の児童と引率の保護者の列に少年が運転する軽自動車が入り込み、大惨事になりました。以来、各地でさまざまな通学路の安全点検、また、安全対策が実施をされております。しかしながら、道路の地形上、またさまざまな問題点があり、思うように進んでいないのも現実だろうと思っております。

甲良についても、決して安全な通学路であるとは言えませんが、やっぱりその対策を実施しようにも、道路幅の関係上で対策ができないのが現実だと僕は思っております。近年、隣の彦根市では、道路幅の狭い通学路に対しまして、グリーンゾーンの表示がされております。幅が大体50センチぐらいのグリーンゾーンの通学路に1列になって通学されている児童の姿を見て、ぱっと車のブレーキを踏むような状態です。そういうところについては、またグリーンゾーンというのは、児童に指導を行うについても、そのグリーンからはみ出たは危ないですよというような1つの目安になってこようかと思

います。また、車に対しても、それが通学路であるという1つの標識にもなってこようかと思えます。僕はやっぱりいいことはまねしたらええん違うかなと思えますので、毎年、予算を可能な限り、順番になってこようかと思えますけれども、そういうようなことをやりながら小さな命を交通事故から守るといのは、我々、大人の責任でもあり、行政の1つの責任でもあろうかと思えます。

そういった中、これについては町長にお伺いしたいと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

○建部議長 町長。

○北川町長 この件につきましては、私も前々から甲良町の児童の安全ということに、かなりいろいろ考えておりまして、昨年4月でしたか、下之郷から尼子を通して、西小学校に行く子どもたちの通学状態を警察の方とも一緒に見させていただきながら、なかなか通学路について安全部分が少ないなということも痛感しておりました。そういう中で、今年度、私も担当課の方にも指示をさせていただいておりまして、甲良町の、特に通学路の歩道のないところ、そういうところはできるだけ早くグリーンゾーンをつくっていきなというようなことで、西学区においては、今言いました下之郷から尼子を通して西小学校、あるいは小川原から尼子の北出屋敷を通して西小学校、そして、東学区では北落から東小学校、池寺から東小学校、緑ヶ丘から東小学校、距離が一番長いのはそこかなとも思っておりますが、その5路線は少なくとも年度内に、一度、道幅をはかりながら、そしてなおかつ、どの程度の幅のグリーンゾーンが必要なのかという部分を含めて、全長でどれぐらいあるかということも調べて、その予算化をするような形で取り組んでいきなとも思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。是が非でも、子どもたちを守るような経費については、かけていただくようお願いしたいと思えます。

これをもちまして、私の6月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。午後は、1時15分から開会いたします。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時16分 再開)

○建部議長 再開をいたします。

次に、1番 山田議員の一般質問を許します。

山田議員。

○山田議員 1番、山田です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。何分、初めてですので、うまく行えるかわかりませんし、また、すごく緊張しておりますので、聞き取りにくいことがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、1番目といたしまして、給食センターの今後ということで、起工式も終わり、新しい給食センターの工事も着々と進んでいることと思いますが、甲良町、豊郷町、彦根市が1カ所で給食を次年度からつくるということで、今後、給食センターの職員の人事はどのように考えているのかお尋ねします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 調理員さんのことということで、よろしいですか。一応、臨時職員という形で来ていただいていますので、1年ごとの契約ということになります。給食センターの調理員というよりは、今、保育園にも調理員さんがいらっしゃるわけで、調理員という形では1年契約、給食センターにおられる方も同じということで、来年3月31日で一応、臨時職員としては終わることです。来年以降につきましては、甲良町では保育センターの調理員さんの募集ということになると思いますので、その中でまた募集をさせていただいて、保育センターの調理員として活躍していただくということになります。もちろん給食センターがなくなりますので、人数的には採用が減ることになりますけれども、そういう扱いになると考えています。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今の答えでいきますと、給食センターの方はそうなるということなんですが、今、その対象となる職員は何人になっておられて、また、そういう新しいところがありましたら、そういうところでの雇用もあるのかと希望もされるかと思いますが、こういった点もふまえて考えていることがあるんでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 給食センターの臨時の調理員さんは今、6人かと思います。彦根市の方の新しい給食センターということに関しては、甲良町の方でどうこうということは今は考えていませんし、考える立場ではないと思います。そちらの方で採用があった場合には、応募していただいたらという形にはなるとと思います。今、給食センターにいる方が対象という意味ではないです。甲良町の調理員として雇っておられる方が、ほかに保育センターにも道の駅にもおられます。調理員という形では、それだけの方がおられますので、給食センターにいる方だけが来年もうだめということではないと、その辺ちょっと勘違いのないようお願いしたいと。たまたま今、給食センターに行っていたらという、人事の関係で行っていただいているということ

すので、よろしくお願ひします。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 皆さん、一人一人、家庭を持っておられると思いますので、また最良の方法でよろしくお願ひしますし、また、強く希望しておきます。

続きまして、質問なんです、新しい給食センターにおいて、つくる量などは当然増えてくるということで、新しい給食センターには甲良産の野菜、果物等、地産地消ということから、どのような割合で使われるのかお尋ねします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 新しくできる給食センターで、甲良産の野菜を何割ぐらい使うのかというご質問かと思いますが、そういう何割使おうというような協議まではまだいいませんが、過日、湖東広域定住自立圏の中で、このセンターがその定住自立圏の中での建設なんです、その協議会の中にも地産地消部会というのがございます。そこの部会がありましたので、参加をしてみました。その中でも当然、この新しい給食センターで、地産地消の観点から野菜をどれぐらい使うていこうという協議も始まっておりますので、甲良の野菜をつくっている人も大いに参入が可能かと考えております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そちらの関係で聞きますけど、今、せせらぎの里の生産組合等がございまして、納入業者として参加されるのか、また予定があるのかお尋ねします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 私から答弁はちょっとおかしいかと思うんですが、こういう質問が出ましたので、ちょっと確認をしておきました。非常に生産が追いつかないような状況だと、うちの給食センターに納めてもらっているのも非常に少ない状態でございます。ということから、彦根の新しい給食センターに参入するか、そこに入るか入らんかということら辺については、今後また協議をしていくというようなことをお聞きしました。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。それとちょっと今、田植えが終わろうとしておりまして、この4月から給食において米を使うと思うんですが、今、田植えが終わると、契約等を行なわなければ、4月から米を使うと思うとやっておかないと思うんですが、米のことについては年間使う量とか、そういうのがまだこれから検討やと思いますし、品種名もどうなっているのか、もしあればお聞きしたいのと、また、滋賀県の推奨米のみずかがみかどのような扱いをするのかというのがわかれば、お答へ願ひします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 ちょっと今の質問には、私から答弁できませんが、今、甲良の給食センターで入れているのが、法養寺からのサンファームさんより70%とJAから30%ということです。ですから、今後、彦根の新しい給食センターに参入していただくには、まずその登録をしていただくということになってこようかと思えますし、品種等については、今後の協議かと思えます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今、お聞かせ願ったんですけど、この夏、冷夏ということで、以前にも冷夏ということでもち病が発生しまして、収量が半分ぐらいだったことを記憶していますので、この4月から扱うとしても、そういう収量が減少しますと、そのときに米がないということがないように、ちょっと心配しておりましたもので、質問させていただきました。

やはり、地元産を優先して使っていただくということで、やっぱり甲良の農家さんにもメリットのあるようにしていただきたいと思えますし、特に、甲良米はおいしいということで、名の通っているブランドですので、やはり、そのPRをしていただいて、甲良米の納入の方も多くしていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問ですが、給食費についてお尋ねします。

給食費ですが、ちょっとお聞きしていると、上がるといううわさもあるんですが、現在と比べて上がるのか下がるのか、どのようになるかということをお答えをお願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 ご承知のように今現在は、小学校3,600円と中学校が4,000円でございます。今、給食費につきましても協議中でございますが、彦根の給食費は小学校が4,000円から、この消費税アップで4,100円、稲枝中学校ですが、4,400円、消費税アップ分は今回アップしていませんが、4,400円。そこら辺になりますので、今後、その間ぐらいになっていくのかなと。甲良町としましては、今年は消費税アップもしていませんし、当然10%に上がってくると思えますので、今の3,600円、4,000円というのはちょっと厳しいかなと。今後、協議していきませんが、なるべく抑えていきたいと思えますが、そういう感じであります。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今、お聞かせ願ったんですけど、他の市町と同一金額になるのか、また違う金額になるのかというのはちょっとまだわからないんでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 当然、彦根、豊郷、甲良、同じ給食センターから出ますので、

同じ金額になります。ただ、小学校があるのは甲良町だけですので、小学校と中学校は当然、金額が変わっていきませんが、あとは全部、中学校は一緒になります。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。PTAの人たちはやっぱり値が上がるということは望んでいないと思いますので、保護者の意見をしっかりと聞いていただいて、値上げがないように努力していただきたいので、よろしく願いいたします。また、強く強く希望していきます。

続いて、給食センターの質問の最後になるのですが、給食センターの跡利用はということで、前にも質問があったのですが、それ以来、進展があればお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 進展という言葉があったんですけども、道の駅を中心とした生産者組合の加工グループの加工施設ということもありますし、もちろんそれ以外の方が使ってはいけないという規定はどこにもありませんので、そういった施設を利用して、加工をしたいという方については使っていただくと持っていきたいと思っていますし、また、災害時等の食料の供給の拠点ということの位置づけもできていくんじゃないかと考えています。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。町民の方々に広く使っていただいて、喜ばれる最善の方法で考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問に入らせていただきます。教育についてお尋ねします。

現在、長寺センターなどで行われている中3学習塾において、中学3年生だけを対象としているのですが、中学3年生だけの学習で果たして高校受験対策ができているのかをお尋ねします。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 今日まで、両センターで中学3年生の希望者を対象に6月から3月の間、週2回ということで実施しております。進路を決める大事な時期でもあり、家庭の事情等で私営塾に行けない生徒、個人の塾になるんですけど、そこに行けない生徒に対して、また、もう遅いと思っている生徒に対して、今からでも遅くないと励ましながら強い意思で生徒と一緒に頑張っているところがございます。くじけそうになった生徒の相談に乗りながらも、志望校に合格させることもできております。昨年ですが、全員、志望校に合格することができております。

それとまた、中学校の先生に来ていただきまして、中学校1年生から3年生全員を対象に、中間テスト、また期末テストの前に学習会等も実施をしております。

ということで、今のところ、それなりの成果が出ておりますので、今後このような状況で学習会等を続けていく予定をしております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 今、3年生だけでやっていくということなんですけど、私の経験から、数学と英語におきまして中学で先生に習うことをきっちり把握していなければ、中学2年生で習うことは理解できないと思いますし、また、中学2年生で習うことをきっちり把握しないと、中学3年生で習うことが理解できないと思います。また、高校に入っても、今言ったように、中学校での基礎がしっかりできていないと、高校に入っても授業についていけないということが起こり得ると私は思うんですが、その点について、中学1年生からそういう塾を行うことはできないのかということをお尋ねします。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 中学1年生からといいますと、また、長期での学習ということになりますし、センターでの思いとしては、短期集中といいますか、短期間で集中して学習させていくという方向で今、取り組んでおります。高校、また受験後につきましても、それぞれの高校へ行きまして、高校訪問を兼ねて担任の先生等々と面談させていただいて、どのような状況かということも考察しているところです。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そういう指導を行っているということなんですけど、もう一つ聞きたいことですが、甲良中学校において高校への進学率、また、高校での中退率は滋賀県の平均と比べてどのようになっているのかお尋ねします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 済みません。ちょっと資料を準備していないんですけども、近年、高校への進学率というのはほぼ100%に近い。両地区についても推移をしております。何%やといわれるとちょっと資料を持っていないんですけども、先ほど人権課長が答えたように、甲良町では両センターで全ての子どもたち、長寺、呉竹以外の子どもたちも含めて、そういう部分では力を入れていると思っております。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。これからも教育の方の充実した教育をしていかなければいけないということなので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

続きまして、子どもたちの充実した教育の場ということで、私たちの使命やと思っていますので、多賀町において少子化対策の一環として高校受験シーズンに講師を招いて無料という形で行っているんですが、甲良町においてもまた充実した勉強の場を考えていっていただきたいと思いますので、今現在行っていること等をお聞きします。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 今現在では、両センターで教職員を配置させていただいて、随時、学習を含め生徒の相談に乗っているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 まだ、そういうようなことだけで、多賀町みたいなことはこれからということによろしいのでしょうか。

○陌間人権課長 はい。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。甲良町においても、未来ある子どもたちにしっかりと勉強をしてもらうように環境を整えなければならないと思いますので、また強くお願いさせていただきます。

それでは、3番目の質問ということで入らせていただきます。中学校までの医療の無料化についてお尋ねします。

先の町長選挙におきまして、公約に中学校までの無料化を上げておられました。当然、公約ですので、必ず実施されると思いますので、率直にお聞きします。中学校までの無料化はいつごろ行うのかお尋ねします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 失礼します。先ほど、補正予算の質問にもお答えさせていただきましたけれども、現在、システム改修の予算につきまして、この6月の補正でその拡大分を含めて予算を計上させていただきました。それで、10月の実施に向けて現在進めておるところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。10月の実施ということでお答え願ったということで、必ず10月から必ず実施していただきたいということをお願いいたします。

それと、続いて質問なんですけど、近隣の町では18歳までは無料化を進めているところがあるんですが、それについてどのように思われますか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 これにつきましては、実施できればよいことではあるとは思いますが、甲良町におきましては、いろいろな財政事情

もございまして、やっと中学生までの入院についての無料化を平成23年10月から実施して、今現在、実施しているところでございます。そしてまた、今ほど言いました件でも、10月から通院も含めて無料化の実施を考えているところでございますので、この点をご理解いただきたいと思います。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。この前の新聞等に載っておりました2040年には地域崩壊が起こるということで載っておりました、やっぱり若い人たちが住みやすいまちを築いていくことが不可欠であると思いますし、それには子どもたちの教育の充実が必要だと思っておりますし、また、医療の無料化も絶対に必要やと思っておりますので、必ず実現してもらい、人口の減少を抑えてほしいとひしひしと感じておりますので、危機感を持ってやっていただきたいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 3番、野瀬でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。

まず、1番目、ふるさと納税制度でございますけれども、報道機関でいろいろふるさと納税については特集を組むなどして注目を集めておりますけれども、特に地方ではこのふるさと納税をしたことによって、寄付していただいた人に特典をプレゼントするというので、寄付金を沢山集めるとともに、その地方の特産品をうまくアピールするというようなことを行っているようです。

まず、質問なんですけれども、私が調べたところでは、甲良町では、平成21年度に寄付が2件あっただけのように思いますが、そのふるさと納税の寄付の状況はどうであったのかということ、これは件数と金額。ということと、このふるさと納税というのが、運営についてはふるさと応援基金条例というものが制定されておまして、その基金の運営がどうなっているか、この2点の質問、よろしくお願ひします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 甲良町ふるさと寄付のことですが、まず、ふるさと応援基金条例は、平成20年9月22日から施行されています。寄付状況であります。今、議員が申されたとおりに、21年度に2件で50万円ずつ、合計100万円の寄付をいただいております。その後の寄付については、ありません。

あと、基金の運営につきましてですが、教育、文化の推進に関する事業として50万円、保健、医療、介護、福祉の向上に関する事業として50万円の基金として定期預金にしております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続きまして、アピールというところで質問なんですけども、現在、甲良町のホームページからふるさと納税のページというのは、なかなか探しにくいとか、行き着きにくいところがありますけれども、ホームページからはアピールがちょっと不足しているのではないかと。もう少し探しやすい場所に持ってくる、もしくはページを変えるなどの検討が必要ではないかということと、先ほど、2件、100万円ということでお話がありましたけれども、私の調べたところでは、特にお返しとか、特典とか、それはなかったように思いますけども、その辺の実情、今までに寄付していただいた人に特典があったかどうかということについてお答え願えますか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、特典の方ですが、21年に2件、寄付をいただいた件については、特典とかプレゼントはしておりません。

あと、ホームページの件ですが、確かにご指摘のとおり、探すのに担当課の方に入って探さんと見つからないということで、確かに見にくい状況でありますので、このホームページの件につきましては、改善をしていきたいなと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ホームページの改善、よろしくをお願いします。

続きまして、近隣で隣の多賀町の実例ですけども、ふるさと納税の特典としまして、1万円以上の寄付で15キログラムのキヌヒカリ、これを贈られていると。米を特典として地域で贈られているところ、全国でも多賀町は人気度で一昨年度が1位、昨年度は2位と、全国的に多賀町産のお米というのを強くアピールできているように思います。昨年度につきましては、199件の195万5,000円、今年度、4月から4、5、6ですけども、336件、これで325万円、もう既に寄付が寄っているところなんです。

地域の農産物を全面に出して、これはよい戦略だと思うんですけども、甲良町として、この辺をどう考えているかということをお答え願えますか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ふるさと納税で寄付をしていただいた方に地元の特産品をプレゼントする自治体は、最近、非常に増えております。わが町においても、地元特産品を販売する道の駅せせらぎの里もオープンして1年余りたち

ますし、また、地域おこし協力隊員が新たな特産品づくりにチャレンジをしています。そういう状況でもありますので、議員がおっしゃるとおり、甲良町においても前向きに検討していきたいと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ぜひとも前向きに検討していただいて、いい農産物、農産物に限りませんが、甲良町としてアピールできるものが何かお返しできたらいいなと思っております。

その辺で、ふるさと納税という仕組みの中で、このふるさと納税は全国から地元を応援していただくという意味でできておりますので、特に甲良町のような財政基盤が弱いところでは、これをうまく使う、そして、農産物等、特産物に関してもうまくアピールできるというところにおいて、JAとか甲良集落営農連合協同組合というところに対しても強く連携していった方がいいかなということをおもっております。現在、その辺の連携が不足しているように思われますけれども、今後の対応をどのようにお考えかお答え願えますか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ふるさと納税の寄付をしていただいた方へするプレゼントについてですが、農産物を含めて魅力ある商品をこれから検討していきたいと思っている段階ですので、また今後、検討させていただきたいと思えます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後ということでしたので、期待しております。ふるさと納税については、この辺にいたしまして、次、人口問題について質問いたします。先ほど、阪東議員からも質問がありましたけれども、多少ダブるところがあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

5月14日付の中日新聞ですけれども、「3町消滅か、人口減に苦慮」という大きい見出しで衝撃的な記事が掲載されました。甲良町としても、女性もそうだが、総人口が減ってきており、真剣に受けとめなければいけないというコメントも掲載されております。この人口減少に対する公表というのは、人口減少の社会の実情を私たちがきちんと認識する必要があるって、この現実を立脚点として政治、行政、住民が一体となって議論し、知恵を絞るという必要があるというところで発表したということが言われています。

甲良町として、いろんな考え方がございますけれども、この人口問題に対して見解がございましたら。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 先ほど、阪東議員の答弁のとおりであります。まず、相対的に人口が全国的に減っていますし、このまま放っておくといけないとい

うことで、どうかせなあかんいうことで、とりあえず役場の職員でチームをつくりまして、まず、共通の危機感を持って、どういう施策をしたら人口減を食い止められるのかという議論を始めていきたいということで、6月2日に検討チームを立ち上げた次第であります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 検討チームの立ち上げ、まことにいいことだと思いますけども、まずは職員で進めてもらって、ある程度、進み終わったら、町内の有識者等もそこに参加していただく土壌をつくっていただきたいと思うんです。よろしくをお願いします。

それと、その次ですけども、その新聞の中に、3町、多賀町、竜王町、甲良町と出ていたんですけども、多賀町については、いろんな施策を実はしていると。多賀町の方にちょっと問い合わせまして、子どもがいる若年世代の固定資産税、これを10万円まで還付するという策、そして、住宅団地の整備。先ほど、山田議員からも話がありましたけども、受験シーズンの秋には、塾講師を招いて無償の授業を行っている。そして、出産については3人目以降の出産奨励祝い金、3人目、4人目ということで、祝い金を出している。そして、育児助成金、町内業者を利用してのリフォームの補助、子育ての応援の医療助成制度、この辺のところを随時、対応しているというところで聞いております。この辺の成果が出ているのかどうかはわかりませんが、新生児が実は2割増えたということも聞いております。やっぱり、策を出してくると、実績として残ってくるということがありますので、甲良町の方もよろしくお願ひしたいと思います。

次、竜王町ですけども、ここもご存じのように町内でダイハツ工業とか新工業団地、この辺の工場等が沢山ありますので、従業員のための住宅さえ、その町内に確保できれば、町内に若年層が増えることとなり、舵取りを間違えなければ、竜王町は間違いないだろうと。財政的には余裕のある町だと思いますので、問題ないだろうと思います。

一番考えないけないのが、わが町、甲良町だと思います。先ほどからいろんなところで答えはいただいていますけれども、なかなか効果がある施策というのは、すぐには出せないと思うんですけども、随時、皆さんと相談しながら、効果のある対応を進めていただきたいと思うんですけども、これについては大体、先ほどから答えをいただいていますので、速やかにというか、具体的にちょっと練っていただいて対応をお願いしたいところでございます。

それと、日本創成会議の提言で、もう一つの見方から、若年世代の少子化をとめるには、30代後半の夫婦の合計年収が500万円、これが鍵を握るというところが、新聞報道されています。働く場所の確保、そして、出生率

の向上、結婚、出産、育児、その辺に助け、補助、これを充実させることによって、若年層が定着すると。または、もう一つ言うのは、若年層に流入してもらおうと。その辺の対応を今後していく必要はあると思います。むやみに何でもかんでも補助という考え方はしておりませんが、比較的有効的な対応を打っていただきたいなど。それも早めに、この辺をお願いしたいと思います。

先ほどからいろいろ回答がございますので、この辺は希望ということできせていただきます。

次、今後の甲良町、予測では何もしなければ半分ぐらいになるんではないという怖い統計も出ておりますけども、さらに減少する中で、また財政不安のある中で、甲良町単独で防災センターの設立、これを検討しておりますけれども、先ほど、まだ具体的には煮詰まっていないということでしたけども、いつごろどういう機能を持った防災センターになるのかというのが公にできるんでしょうか。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 先ほども答弁させていただいたとおり、26年度中に実施設計まで持っていきたいと考えております。少なくとも基本設計は終わりたいと考えていますので、できれば年内にはある程度の方向性を出していかなければ、逆にやっていけないということになると思いますので、考えています。年内でも遅いぐらいかなと、ちょっと危機感を持って。規模的にもまだ決まっていないんですけれども、もちろんおっしゃるとおり、財政が非常に厳しいという中ですので、それに応じたといいますか、無理のない範囲でとは考えていかなければいけないとは思っています。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ということは、年度中に公にさせていただけると、遅くともということですね。わかりました。早めによろしくお願いします。

それと、防災という意味においては、防災センターも大切なんですけども、各地区、各字の公民館が一時避難所として定められておりますので、この辺のところの防震補強というのが、北落は終わっておりますけども、随時、今やっているところだと思っておりますけども、ここは優先してやっていくべきだと思っておりますけども、この辺の予定はわかりますでしょうか。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 各字の避難所については、ほぼ整備ができていると思っております。できていないところは、多分ないんじゃないかなと思っておりますけども、ほぼというか、終わっていると。もし、漏れがあるようでしたら、また教えていただくというのはおかしいんですけれども、そういう状況だと思

います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 一時避難所としての機能ですから、私はもうちょっと残っているところがあるのかなという認識でしたので、終わっているのなら結構です。わかりました。

続いてですけども、防災という続きで質問させていただきます。

若年層の人口というのは、今後減少していくかなというところですけども、高齢者のみの世帯、もしくは独居の世帯、もしくは寝たきりで動けない世帯、こういった世帯に対する避難、救助、町として公助、この辺の体制というのは整えられているのでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 災害時や災害のおそれがある場合に、自力で避難ができない方ということで、高齢者とか障害を持つ方を対象に安心、安全に確実に避難していただくということで、甲良町避難行動要支援者要支援計画というのがありまして、それに基づいて避難プランを作成しております。そちらの方に登録をしてもらえるように、毎年、勧奨させていただいております。登録者においては、登録者名簿を作成して、総務課防災担当とともに各集落の自治会の方へ自主防衛組織の方に名簿を手渡しさせていただいて、そこで、防災訓練等に活用していただくということをやっております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そういうシステムがあるというのは、私も知っておるんですけども、なかなか自主的にそこに登録するというのが、現実できていないように思われます。各地区の、今でしたら区長さん等を通じて、実情を調べていただく方がよいと思いますので、この辺はお願いですけども、上がってくるのを待つんじゃないしに、一步踏み込んでいただきたいということを思いますので、よろしくをお願いします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時15分間休憩いたします。

(午後2時02分 休憩)

(午後2時19分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。ちょっと項目が多いので、早口になるかもわかりませんが、よろしくお願いま

す。

以前にも聞いたことがあると思いますが、庁舎の診断に関しまして聞いたんですが、大丈夫という話があったと思いますが、先ほど、総務課長は築45年で耐震が不十分であるという話もされました。その辺のところで確認をしたいと思います。

阪神大震災、それから東日本大震災と大きな災害があったわけですが、56年の耐震基準からその後、何度か見直されていると思うんですが、その辺で甲良町の場合、やったかやらないかという問題もあるわけですが、現在、直近の実施時期が何年だったのかということと、そのデータを一度提示していただきたいと思います。というのは、この建物は、私の記憶ですけど、梁と床版はP C構造物になっています。だけど、柱、腰壁等のほかのところは皆R Cになっています。その辺のところで、当時の昭和40年代の強度がどんだけであったのか、人によると180キロ強度ぐらいでコンクリートが打たれているという発想があるんなら、一応、コア抜きにした実績もあるでしょうし、図面等で比べてみるのもいいかと思うんですが、その辺のところがどうなっているかということと、データを提示していただきたい。その辺のところ、よろしくお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほど、立ち話をさせていただいて、ちょっと聞き違いがあったようで、耐震を満たしていないんじゃないかと、耐震はクリアしているということなんです。直近で平成17年に耐震診断を行っておりまして、不特定多数が集まる施設の構造耐震判定指数というのがございまして、一応0.7という数値が目安だそうです。一応、その数値は満たしているということで、耐震基準は満たしているということでございます。

築後45年たっているということで、耐用年数という意味では、もうすぐあと4、5年ぐらいなのかなという思いはしております。

資料につきましては、ちょっと書庫にありまして、ちょっと今、用意できていませんので、準備でき次第お渡ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでは、後でデータをいただきたいと思います。

次に、2番の正面玄関2階の外壁底部が剥がれていると、これも前に指摘したと思うんですが、安全上、非常に危険だと思われまして。この辺の部分ですよね。それと、町長室の隣ぐらいのところも剥がれていたと思うんですけど、その辺のところが2階の通路ぐらいのところに落ちているだけならいいんですけど、何かのはずみでぽんといっって、下に人がいたということになっ

てきたときに非常に危険だと思しますので、その辺、後と重なりますから、答えは結構ですけど、やはり改修の姿勢を持っていただきたいと思しますので、よろしく願いしておきます。

それと、見た目にテレビで出てきたりなんかすると、外観上、正面の玄関のところはきれいに見えるのに、2階が映ると何かそこだけ汚く映りますので、甲良町全体が汚くなってしまいうような感じもしますので、その辺のところもあるかと思えます。美観上も考えていかないかんのじゃないかなと思えますので、その辺のところをよろしく願いしておきます。

それから、3番目の問題なんですが、2階、事務局室の腰壁のところですけど、クラック、亀裂が入っているわけですよ。その辺で、冬場、つい最近まではボイラーの配管があったから、そう気にもならなかった。あれをはずした途端によく見えていまして、ちょっとクラックスケールではからせていただきましたら、1.2ミリから1.4ミリぐらいのところクラックが入っています。ということは、もう貫通してあるというふうに理解していかというふうに思えますし、議会事務局、北坂さんが座っている向こう側の窓枠の角っこから下に対しては、今朝ほどはかりましたら、1.8ミリ以上の亀裂が入っています。その辺のところは、やはり1階に雨漏りがするというのを聞いています。雨漏りがしているのは、どうやらその辺らしいです。やはり、台風のと きなんか横風とかが吹いて当たると、雨のときに水が漏れてくるというような話も聞いていますので、この辺はやっぱり直していかないかんでもんだと思えますし、この辺が耐震とひっくるめた形になってくるかとは思いますが、この辺をやはり直していっておかないと、段々、中の鉄筋が爆裂していくと思しますので、縁が切れたら、それこそおかしな状態になっていくわけですから、あと5年、耐用年数があるからといって、ほっておくわけにもいかんでしょうし、その辺のところをぜひ計画を立てた状態でいかないと、皆さんも安心して仕事ができないと思しますので、健康管理にも悪いし、冬場は寒い、変な風が入ってくるという形だとか、見た目にもみすぼらしいということも考えられますので、ぜひ検討を願いたいと思しますが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 外壁の剥がれについては、承知しております。町長の方からも危ないので、早いこと何とかせえという指導は受けております。今、ご指摘のありましたサッシとかひび割れの関係も、強い台風、雨のときには雨漏りがするというのはわかっておりますが、今は外壁のことについては考えておりますけれど、中というか、構造のどこについてはちょっと今のところはまだ考えておりませんが、今、指摘のありましたように、施設を延命化して大

事に使うということも含めて検討していきたいなとは思っています。

とりあえずといいますか、外壁のことについては、予算のこともあるんですけど、そのことについては一応、見積もりをとらせていただきましたが、安い金額ではないので、財政面と併せてできる限り早い時期にできたらなどは思っております。

以上です。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 今の指摘で言いました、このクラックあたりは、先日の土曜日にちょっとぐるっと1周回らせていただいて、質問するにあたっては何かええかげんなことを言うたらいかんですから調べましてやらせていただいておりますので、クラックの幅が大きいということは、中の鉄筋がさびてきて、縁が切れるわけですから、その辺のことを考えていくと、注入補修とかいうことを最低限でもやっていかないかんということも考えていってほしいと思います。

それから、4番目の質問に入らせていただきます。

昨年度は、冬場、暖房用のボイラーが故障したということで、皆さん、大変苦労されておられました。我々も議会のときには、ストーブがたかれてたりなんかしていたわけですけど、新年度、この辺のところの予算計上が何かなされるかなと思っていたんですが、今のところ上がっていませんので、どのような計画になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 暖房用ボイラーにつきましても、前回の議会かその前ぐらいに答弁させていただいたと思うんですけど、今のところ、新たにボイラーをつけるとかいう計画はございません。一応、ボイラーにかわるガス、電気にしたらどうかという見積もりもとりましたけれど、それも安い金額ではないので、当面はといいますか、ちょっと不便なんですけれど、ストーブでとりあえず今年の冬は乗り切りたいとは考えています。

先ほど指摘がありましたように、クラックの関係とかその辺のことも含めて、総合的に考えて方がいいかなとは思っていますので、そういう理解でよろしくお願いしたいと思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** もう1年、辛抱するという形のようなのですが、ちょっと私は屋上に上がったことがないのでわからないんですけど、物はそんなに乗ってあるとは思えないので、防水は当然されているわけですから、防水を傷つけるとまた大変なことになってきますけど、それと強度面の問題もちょっとよっぽど調査せないかんのでしょうけど、ソーラーを導入して、自家発電して、多少

なりとも電気ストーブなりがたけるような、電気代でも節約できるというものを考えていったらどうなんかなと思うんですが、いかがでございますか。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** ありがとうございます。ちょっとそこまではまだ考えが至っておりませんでしたので、その方法も含めてどうすればいいかということ全体的に考えていきたいと思えます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** じゃ、その辺のところを課題として取り上げていただきたいと思えます。

5番目の質問に入りますが、これは町長にお答えいただきたいなと思うんですけど、後にも私は上げておるんですけど、人口減少しているという中で、税収の伸びもそんなに期待できないという中で、防災センターは別として、庁舎の建てかえというのは当然、無理だと思われれます。その辺で、先ほどから答えが出ていますが、庁舎の補修、補強を実施することができないかなということなんです。国の支援策もそれなりに探せばあるかと思えますし、構造物の耐用年数が50年ということ国に訴えていけば、あと5年だという中で、耐震補強すれば、また何年かもたせるということも考えられますでしょうし、耐震診断、その辺のところを徹底してやらないかとは思いますが、それをやって国の補助金を使ってやるようなことで、人口が少しでも増えれば、そんなことは考えなくてもいいかもわかりませんが、減っていく中ではその辺のことを考えて、町民の安心や職員の安全を図っていかねばならないと思えます。延命策としてのことなんですけど、町長の見解がありましたら、お答えいただきたいと思えます。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 確かに今、総務課長が申しあげましたように、この庁舎については、一応17年の診断では、耐震はクリアできていると。私も以前に伺っていた話では、この庁舎はもともと3階建てにする予定を2階でとめてあるから、かなり頑丈につくってあるというような話でもございました。ただ、議員がおっしゃるような長い年数がたちますと、劣化もしてきて、剥離あるいはクラック、そういうものも出てきますので、そういう意味においては、順次そういう部分も補修をしながら、延命化というか長持ちする方向で取り組んでいきたい。

先ほどからおっしゃっておられるように、外観の面も軒のいろんな張りつけてあるのが落ちたりして、たまたま人がいなかったからけがしなかったからええものの、今までもそういうこともありましたし、今後もそういうこともあるかもしれないということを考えると、外観のそういう補修工事もある

必要があるということと、ある程度できる範囲の中で補強工事が必要な部分
はすれば、また何年か長持ちもして使えるということにもつながってくるで
あろうとも思います。

ただ、それと防災センターはちょっと切り離れた形で話をさせていただき
たいなと思います。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 庁舎のことでございますので、中を休みにして、仕事を中止しな
がらとか、間借りしてでもやるというようなことも考えられんことはないん
ですけど、それは費用面が確かにかかることですし、多分、外回りで外の作
業をしながら仕事はできるという工法もとられると思います。今、大学あた
りですと、そういう工法でいろいろやっていますし、銀行とか郵政とかいう
ところは、人は中に入れませんので、外からの補強方法というのを皆、考え
ますから、その辺のところではいろんな補強方法はあるかと思しますので、参
考にさせていただければと思います。

次に、人口減少問題に入っていきます。皆さんが質問されておられますが、
日本創成会議の分科会で女性の減少率という形で、甲良町が住みにくいまち
の太鼓判を押されたような気がせんでもないんですが、甲良町に一言の断り
もなく、これを発表したのかなと思っているんですが、これは本格的に取り
組んでいかないかん問題だと思います。

今、現状でいろんなものを立ち上げたという形があるんですが、若者が住
みやすいまちにせんことには絶対どうにもならん話やと思いますので、その
辺が今度の会議でどの辺をやろうとしているのか、先ほどからおっしゃっ
ている話の繰り返しになるかもわかりませんが、若者が住みやすくするため
どうしたらいいというようなことの観点からお答えいただきたいと思いま
す。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 具体的な中身については検討委員会で協議して決めてい
きたいと思いますが、若者の視点ということでありましたら、当然、子育て
支援もありますし、住宅施策なども考えておりますし、あと教育などそうい
う視点も当然プロジェクトの方で議論していただいて結論を出していきたい
とは考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** いたって当たり前のような回答だと思うんですが、ひとつその辺
の問題が必要であることは間違いがないし、それと私も前から言っています
とおり、企業誘致の中で、町長もおっしゃっていましたが、甲良町に企業
が来てくれても、面積が大きくても人は要らんというような企業が来るとい
うことをおっしゃっています。私もそうだなと思っているんですが、やはり、

行政も一生懸命になって、人の要る企業誘致というものを考えていかないかんのじゃないかなど。採用していただける企業誘致ということと、これはずっと以前にも申し上げていますが、行政が進めておられる住民福祉事業、いろいろあると思いますけど、前、区長さんの忙しさを言ったと思うんですけど、いま一度、見直しが必要ではないかと。全体的に、社会福祉協議会を含めて、やはり見直さないと、私も区の行事予定表をもらいますと、ほとんど詰まってあるわけですよ。区は区で行事もやっていますし、町の行事に参加せないかん、打ち合わせに行かないかん、その辺でみんなが分散して行ければいいんですけど、ほとんどが働いている人で、区長さんなり、幹部ぐらいがしょっちゅう回っていて、いろんな会議に私も出席させていただきますけど、同じ顔ぶれで朝も昼も一緒やなというような感じの会議ですので、果たしてそれが会議になっているのかと、町のためになっているのかということを見直しをいただいで、それと、絶対に私も自助、共助、公助、これは必要やと思っていますから、その中でわがままを許すのがいいかどうかはまた別問題として、その辺の問題でもやはり町に魅力があるという形の中で計画をしていかないかんのじゃないかなんことを思います。

それと、高齢化問題も含めて、一度アンケートをとられたらどうかなと思います。アンケートをとって、結果が悪い結果になるかもわかりませんが、そのまずい結果からいいことが生み出されるというような気がしますので、今、会議の中でそういう項目も加えていただいで、これは早急に実施していかなければいけないことではないかなんと思いますが、いかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員が言われたとおりやと思います。プロジェクトの中で議論させてもらって、予算が伴うもの、伴わないもの、またすぐできること、できないことも当然出てくると思います。そういうのを整理いたしまして、できるところからやっていきたいなという思いはありますし、プロジェクトで議論してもらおうかなんと思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺いろいろと検討していただきたいと思います。

次に、国体について質問させていただきます。10年後に滋賀国体第79回が彦根周辺を主会場でやるということが発表されました。まだ、決定ではないかと思いますが、当初この辺で定住圏が絡んでいるのか、長浜が入っているからどうかわかりませんが、その辺のところでも議論された中で、甲良町は当初、手を上げるということなのか、無理やり上げさせられたのか、その辺はわかりませんが、何らかの要望をされて手を上げられたのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 議員のご質問でございます。彦根市長から甲良町長に對しまして要望がございまして、彦根市を中心としたメイン会場ということで、近隣にも協力をさせていただきたいという要望がございまして、それを受けまして、甲良町としても利便性、交通の便、それから、会場とかそういうなのを考えますと、彦根市でメイン会場がふさわしいということで、甲良町としては彦根市の方に協力をさせていただいたということでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、彦根市に対して協力するという発想であったという理解でよろしいですね。前回、国体が開かれたと思うんですけど、甲良町としてはどのような協力をなされたんでしょうか。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 前回と言いますと、かれこれ三十何年前ですので、ちょっと私の記憶も定かではございません。ただ、彦根の方でたしかプールを利用されたスイミングがあったと思います。多分、協力としましては、甲良町に対してその会場整備とかの協力をしたのかなという考えは持っております。これぐらいでまことに申しわけない。三十何年前のことで、現在のところわかりかねますので、申しわけございません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 中に入れていませんので、申しませんが、多分、私は盆踊りだとか総踊りに婦人会だとかそういう人たちが駆り出されたんじゃないかなと思います。私もおりませんでしたので、その辺のところはあんまり詳しいことは言えません。

そしたら、甲良町の次の問題として、協力体制という形なんです。協力をしろということで協力をしたということなんです。主会場の中の1つを甲良町に持ってくるか、宿泊施設を提供するか、その程度のことなのか、その辺のところは今お考えになっていることはありますか。

○建部議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 協力は全面的にしたいと思っております。また、会場につきましても、種目等はこれから決まっていきますので、それを見ながらまた考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ワールドサッカーじゃないですけど、サブグラウンドとかそういうことの提供だというような形でも、またいろいろなことが考えられるかと思っておりますので、甲良町を売り込むためにもまたひとつ考えていただきたいと

思います。

それと、国体の競技種目というのは、どんだけあるんでしょうかね。春、夏、秋、冬とあるんですけど、書いていますので調べていただいたと思うんですけど、現状の種目がどれぐらいあるのかというのを教えていただきたいと思います。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**山本社会教育課長** 現状も出ましたので、現状は今38種目ということで、今回、79回目につきましては、39種目を計画されておりますが、これが39になるかはちょっとまだ未定でございます。陸上競技から始まりまして、高校野球までということで、この39種目がございます。陸上競技につきましても、100メートル、200メートルとか、またフィールドで行われます高跳びとかそういうなのも全部入ってきますので、実質的には数が相当な数になると思います。

以上でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 現状で39ね。それと、国体の関係で、今、彦根の桐生君がえらい有名になっているんですけど、甲良町もそういう選手を輩出していただきたいと思うんですが、どのような支援策を考えていったらいいのかということなんですけど、現状で甲良中学のスポーツクラブ、体育の関係の科目がどの程度あるのか、それ以外に柔道だとか別なのもありますし、個人的におやりになっているクラブもあるんですけど、小学校の時代からやっていって、今、小学校ですと、10年後は22歳ですか。ちょうど一番成長期だと思いますし、その辺のところを今から考えていっておかないと、誰も甲良町から出てへんでという話では情けないですので、何とかしてほしいなど。男子でも女子でもいいですから、やはり出てほしいなど。

それと、高齢者のスポーツがその中に何かあるかとかいうようなこともあるんですけど、高齢者はなかなか難しいと思いますので、若い人に対しての支援策を考えていく方法があるかどうかお答えいただきたいと思います。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**山本社会教育課長** 今後、考えていきたいと思っておりますが、県の方から出ております、今年小学校5年生を対象にしましたトップアスリートを育てますということで、小学校5年生全員に県から配布をされます、それが10月から小学校卒業までということで、その中から選考されて選ばれるということを知っておりますので、またそういうなのも利用していただくということも可能かなと思っております。

また、先ほど議員の方からご質問がございました柔道とかいうものもあり

ますが、その中で甲良町で、スポーツ少年団に入っています柔道の女子、小学校5年生の子でございますが、この8月に全国大会に、岩手県の方に出ると聞いております。内容につきましては、まだちょっと要綱等はもらっておりませんので、これだけちょっと先に報告だけさせていただきます。また、9月の方で補正等で対応させていただきたいと思っておりますので、そのときはまたよろしくお願いたします。

以上でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** そのような形で、1人でも今からもう育てていけるというような選手がいるということは頼もしいことだと思いますので、町長、よろしくお願しておきます。

次に、道路についてお聞かせ願います。いつも質問していることですが、出町野口線のところの道路拡幅の交渉の進捗状況と環境の変化等において何かあるかお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 出町と野口と今2カ所、今、残っているのが2カ所ございます。それで、出町の工区につきましては、平成26年度に民民および官民の復元測量を実施する予定だそうでございます。うまいこといきますと、用地買収、補償算定までいけるかなと思っておられまして、早くて来年、遅くても再来年ぐらいには着工ができるのではないかという、期待を込めてのようですけども、進んでいるということでございます。

また、野口の工区の方ですけども、これはちょっと県の方の用地はあるんですけども、開発が何か絡んでおりまして、民間の方の開発だそうございまして、その動向いかんということで、今のところとまっている。動き出すとまた早いのかもかもしれないけどもということをお聞きしています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** いい方向へ変化していっているという理解でよろしいですね。今、官民の問題があるというところの話も、私も耳にしております。ものができたら早くなるんじゃないかなという気がせんでもないですので、何回となく湖東土木へ陳情に行っておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、湖東三山スマートインターが開通して、それなりにわが町にも効果が出ているかとは思いますが、道路事情、交通量がどの程度増えているとか、観光がどのような形になった、道の駅が増収になっているというような変化が生じているかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。どのルートを通っている車が多いのかというようなところとか、やはり、今後の交通

安全対策の問題もあるでしょうし、その辺のことまで絡めた中での答えをいただければと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 町内交通量の調査でございますが、町内の交通自体をはかっているというような箇所はございません。直近ですと、307号の松尾寺の信号ですか、あそこのところで上下線をはかっておられまして、それですと、開通前と比べますと、休日で30%、平日で13%の増加が見られたということでございます。また、インターチェンジの利用の平均も、平日で2,600台ぐらい、休日で2,800台ぐらいということをお聞きしております。

町内についての観測ということは、ちょっとないので、答えはできないんですけども。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 先日、正楽寺の道嘗まつりに行きまして、そのときに住民の方に聞いていたんですが、スマートインターから利用して来た人はいるかと聞いたら、気がつかんなあという話が上がっていました。やはり、看板を直すとかどうのこうのという話も観光協会の方で出ていましたけど、やはり、イメージアップをもう少し図っていくような形で、甲良の三大偉人を大いに利用していただいて、人を呼んでいただく。そのときには必ず道の駅へ寄っていただくというような形をとっていかないといかんと違うかなというように思いますので、今後も注目していきたいと思います。

次に、池寺下之郷安食線の県道昇格がどうなっているかということなんですが、三山スマートインター絡みになっているかと思いますが、何年ごろに要望を出されたかというようなことを一度お聞きしたいのと、今年はまだ要望されたのか、これからされるのかということをお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 県道の昇格ですが、毎年、要望をいたしております。当初の要望書につきましては、平成23年7月に行っております。宛ては湖東土木事務所宛てでございます。今年度につきましては、6月3日に行っていました。お答えとしては、あまり前向きというお答えはいただけませんでした。今後、県全体のアクセス道路の再編を行っていく、その折にまた検討するというようなご意見はいただいております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 23年に出されているということなんですが、やはり、毎年、毎年、出しているという形ですね。その辺で要望書の絡みなんですが、安食という名前が入る以上は、甲良町だけが出しているんじゃないかと、豊郷と連

携した中で出していないと、圧力も小さなものになるかと。ばらばらで出しとってはいけませんし、安食の方は国道8号線、河瀬陸橋からずっと伸びてくるところが、中山道までつながるといような話も聞いていますし、その辺のところそこへつなげるんだという発想だと思います。その辺のところがありますので、やはり豊郷と連携して出さんことにはいかんのと違うかなと思いますので。そうすれば、土木事務所の扱いもまたワンランク上がるんじゃないかなという気もしますので、よろしく願いしておきます。

それから、4番目の町道の補修、補強の実施状況という形でお聞きしたいんですが、この7月からというより、この間、行かれたんだと思います。私がこれを書いていた日に、県の会議があったはずですね。メンテ会議があったと思うんですが、その辺のところ、甲良町はこれから段取りはされていると思いますが、やっていかないかん、人はいないという段階だと思いますし、その辺のところ4段階評価があるわけですけど、もしそうなった場合の甲良町の対象橋梁、何橋ぐらいあるのかと。トンネルも含めて何かありましたら、わかっている範囲で結構です。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 町道の維持補修でございますが、道路維持点検は、平成23、24で行っておりまして、その部分についての維持補修計画を今年度作成する予定でございます。また、今の議員のおっしゃっておられました道路法施行規則の改正に伴います対象でございますが、対象の橋梁、ボックスカルバートも含めてですけども、67橋ということになっております。もうほとんどが橋という形状よりも、ボックスカルバートの形状の方が多いというのが、町道の現状ではございますが、一応、橋自体もありますけども、そういうことでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** これは、5年に1回、見直していくという形でやっていかれるということでもありますので、これは国のお金がようけいただけるんですよ。その辺のところ、そういうところはどんどん進められたらいいかと思しますので、やっていただきたいと思します。

それと、道路補修なんですが、先日、307号線のところで甲良ショッピングセンターの前のところで、歩道にこれぐらいの穴があいておって連絡したと思うんですが、この間通ったら、もう直っているんですよ。大きくマンホールまで広げたような形で、国は早いなと思します。甲良町の方も早くやっていただくことを。皆さん、気にしておられますので、あちこち。個人的に聞いているものすごいようけ言われますので、甲良町全体では大変だとは思いますが、そういうところを地元業者さんにやっていただければ

いいかと思しますので、皆さんが安心して通れるような道、先ほどの野瀬議員の質問にもあった歩道の話、その辺のところも引つくるめた中でやっていただきたいなと思いますが、よろしく願いしておきます。

次に、保健福祉のところでお聞かせ願います。私もこの間、5月26日のこのチラシをいただきまして行ってきましたが、県内で最も充実した検診を実施していると通知が来たわけですが、受診率がどうなっているのでしょうかというのをお答えいただきたいと思えます。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 平成25年度の甲良町の特定検診の受診率でございますけれども、55.86%。これは、県下第1位でございます。県下市町村の平均が36.03%でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 未受診の人は、もうそのままにしてあるのか、催促されているのかということなんですが、一番心配するのが、未受診の人が悪くて来れないのか、健康でそんなもん要らんわと、よそでかかっているわという人なのか、その辺のところはわかるかどうかですが、お聞かせいただけたらと思えます。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 もう既に26年度の特定検診の第1回目が終わりました、その中で未受診の方につきましては、8月に再度通知を出させていただくような計画になっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 甲良で充実しているという意味合いは、やはり、体がどこか調子悪い人がいっぱいいるからこういうことを一生懸命やられているんだという理解をしているんですけど、間違いだったら指摘していただきたいんですけど、多分、合っていると思うんですけど、その辺のところでは治療費、医療費がどんどんかかるようじゃ困るわけですから、私も渋々引っ張られて行っているようなところもありますけど、もっと率が上がる方向でやっていただきたいな。新聞情報を見ていまして、若い人がときどき亡くなっていますので、交通事故で亡くなられたのか、病気で亡くなられたかというのはちょっと私にもわからないところがありますけど、受診率が上がれば上がるほどいいんだと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、乳がんとか子宮頸がんの検診の受診率はどうなっているのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成24年度の乳がん検診の受診率は25.0%、子宮頸がん検診の受診率は27.9%でした。

- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 年齢構成は、今どうなっているんでしょうか。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 乳がん検診につきましては、40歳以上の女性の方が対象で、2年に1回の検診となっております。子宮頸がん検診に関しましては、20歳以上の女性の方が対象ということで、これも2年に1回の検診となっております。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 40歳以上が乳がんで、2年に1回を甲良町の場合は義務づけていると。毎年やっている市町村もあるわけですか。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 県内では、毎年はおそらくないと思います。
- 西川議員 大体2年ですか。
- 米田保健福祉課長 はい。国の指導でそうっております。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 子宮頸がんの話ですが、20歳以上という話があったんですが、これは国の基準が20歳以上なんでしょうか。自発的にやっているところは、高校生からというようなところもあるんでしょうか。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 県内では聞いておりません。乳がんに関しては、レントゲンを撮りますので、被曝量の関係で40歳以上となっていて、県内では35歳からというところが一部ありまして、35歳からの乳がん検診は超音波検査という、マンモグラフィではない方法をとっておられます。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 子宮頸がんの検査で、私はちょっとよくわからないところがあるんですが、副作用による異常者とかそういうのが出るケースがあるんでしょうか。その辺のところをお聞かせください。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 今の西川議員の質問は、多分、子宮頸がん予防ワクチンの話だと思うんです。子宮頸がんの予防ワクチンということで、平成25年4月1日から定期接種ということで、サーバリックスというワクチンとガーダシルというワクチンの2種類が施行になったんですけども、副作用があるということで、平成25年6月14日に厚労省からの勧告で、積極的な勧奨はもうしないということで、今とまっているような状況です。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 これで、副作用が出た人は、甲良の場合はおられませんか。

○米田保健福祉課長 はい。

○西川議員 女性が1日も元気でいていただくということが、40歳でもまだ子どもを産める人もいらっしゃるし、人口が増えていけばいいかとも思いますが。

次、最後の質問に入らせていただきます。私は勉強不足で申しわけないんですが、70歳から74歳の医療負担割合が1割から2割になるとあるんですが、一定の所得がある人はこれまでどおり3割負担とあるということではちょっと新聞に載っていました。その辺で、この一定の所得とはどれぐらいのことを言うのか、1,000万円以上なのか、300万円なのか、200万円なのか、その辺のところがわかれば教えていただきたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 これにつきましては、同一世帯に住民税課税所得ですけれども、それが145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる方ということになっています。そしてまた、145万円以上の方でありまして、国保被保険者1人当たり、収入ですけれども、383万円未満もしくは国保被保険2人以上の場合でしたら、収入合計が520万円未満の場合につきましては、これは申請により一般の区分と同様になるということになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 この収入というのは、年金も絡んでくるんですか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 年金も入ります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ということは、1割負担で済む人というのは、働いていたらほとんど引っかかるということですか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 大体、その特定の人になるかなと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 これから70歳になられる方、役場の職員さんも含めて皆、退職後もいろいろ気をつけて働いていただきたいと思います。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時06分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 濱 野 圭 市